



なかつ子ども・子育て
支援事業計画

【第2期】



中津市

(令和2年度～令和6年度)

はじめに



我が国は急速な少子化の進行に伴う人口減少社会を迎え、家庭や地域を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。これにあわせてグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。このような時代に沿った次世代育成の道標とするべく、この度、第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

私たちのまち“中津”には、山間部から沿岸部まで、豊かな自然環境や古くから続く歴史文化など、誇るべき宝が豊富に存在しています。更に、着々と続く企業進出により多くの人の活躍の場があり、中津市民病院を核とした安心できる医療体制や切れ目のない顔の見える安心の相談支援体制があり、適度な都市性を備えた便利さも 있습니다。そこから生まれる“暮らしやすい”という実感も相まって、毎年沢山の“中津の宝”が誕生しています。

次代を創る“中津の宝”である子どもたちを明るい声が響きあう未来に導くためには、市民、団体、企業など多くの方々が必要です。「つながる安心、つながる元気、未来につなぐ」をテーマとするこの計画のもとに、あらゆる人と人が関わりを深め“つながる”ことで、次世代につなぐ「みんなが子育てしたくなるまちづくり」を進めていきましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた子ども・子育て会議の委員各位をはじめ、関係団体の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

中津市長

奥 塚 正 典

《目 次》

第1章 計画の策定にあたって

- (1) 計画の趣旨と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (2) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (4) 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 中津市の子どもと家庭を取り巻く環境

- (1) 総人口と人口構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (2) 人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (3) 地域別人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (4) 地域別の児童人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (5) 地域別の出生数（0歳人口）の推移・・・・・・・・・・7
- (6) 合計特殊出生率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (7) 転入・転出・出生・死亡の推移・・・・・・・・・・8
- (8) 婚姻・離婚件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- (9) 世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (10) 就業者の推移と女性の年齢階層別就業状況・・・・・・・・12
- (11) 計画策定に向けたニーズ調査・・・・・・・・・・・・・・・・12

第3章 計画の基本的な考え方及び量の見込みと確保内容等

- (1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (2) 基本目標・施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- (3) 計画策定における基本的な考え方・・・・・・・・・・15
- (4) 幼児期の保育・教育の量の見込みと確保内容・・・・・・・・16
- (5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容・・・・22
- (6) 計画の推進にあたっての基本的視点・・・・・・・・・・29
- (7) 計画の周知及び進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

第4章 テーマごとの具体的な方針等

テーマ	テーマごとの施策
1. つながる安心 [P32~44]	1. 切れ目・すき間のない顔の見える支援 1-1-1 切れ目・すき間のない多様な子育て支援サービスの充実 [P32] 1-1-2 母子保健と児童福祉の連携による顔の見える支援 [P35] 2. 子育てと仕事の両立支援 1-2-1 保育事業・放課後児童クラブの充実 [P36] 1-2-2 ワークライフバランスと男女共同参画の推進 [P38] 3. 安全・安心な環境づくり 1-3-1 小児医療の充実 [P40] 1-3-2 子どもの居場所づくり [P41] 1-3-3 安全・安心なまちづくり [P43]
2. つながる元気 [P45~67]	1. ひとりひとりの健やかな育ちを支援 2-1-1 妊娠、出産、産後の支援 [P45] 2-1-2 子どもの健やかな成長・発達の支援 [P47] 2-1-3 母と子の健康づくりの支援 [P50] 2. 健やかな成長を支える学びの提供 2-2-1 幼児教育・保育の充実 [P52] 2-2-2 学校教育の充実 [P53] 2-2-3 家庭や地域の教育力の向上 [P55] 3. 配慮の必要な子ども・家庭のサポート 2-3-1 社会的養育の確立 [P57] 2-3-2 障がい児福祉等の充実 [P60] 2-3-3 ひとり親家庭等への支援 [P63] 2-3-4 外国人への配慮 [P66]
3. 未来につなぐ [P68~79]	1. 未来につなぐ人づくり 3-1-1 乳幼児教育振興プログラム「あそびのすすめ」の推進 [P68] 3-1-2 未来の親育て [P70] 2. 若者の希望が叶うまちづくり 3-2-1 出会い・結婚・ふるさと暮らしを応援 [P72] 3-2-2 子育て世代に選ばれるまちづくり「やっぱりいいね！中津で子育て」 [P75] 3. つなぎ手・支え手の育成 3-3-1 中津市全体で子どもと子育てを応援 [P77]

第5章 資料

- (1) 中津市子ども・子ども子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・ 82
- (2) 会議の設置根拠・所掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

第1章

計画の策定にあたって

(1) 計画の趣旨と背景

現在、わが国の社会的な課題である「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」等に対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められており、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援制度」が、平成 27 年 4 月から施行されました。子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。

また、平成 28 年の児童福祉法の改正では、昭和 22 年の制定以来の抜本的な改定となり、子どもが権利の主体であることが明確化されました。県ではこの改定を受け、令和 2 年に「大分県社会的養育推進計画」を示し、「おおいた子ども・子育て応援プラン」の部門計画に位置付けました。

本市では、これまで「第 1 期なかつ子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）に基づき、子ども・子育て支援施策を推進してきましたが、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに「第 2 期なかつ子ども・子育て支援事業計画」を策定し、チャイルド・ファーストの視点を第 1 に、子どもを産み育てやすい「みんなが子育てしたくなるまちづくり」を推進します。

(2) 計画の位置付け

本市では、本計画を次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。よって、本計画は「中津市次世代育成支援行動計画（前期：平成 17 年度～平成 21 年度／後期：平成 22 年度～平成 26 年度）」及び「第 1 期なかつ子ども・子育て支援事業計画」の後継計画として策定するものです。

なお、本計画の目的を達成するためには、子ども・子育て支援のほか、教育・雇用・労働（ワーク・ライフ・バランスなど）・保健・医療・障害福祉等分野を超えた取り組みが必要不可欠です。そのため、本計画の上位計画である本市の総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」をはじめ、「中津市教育振興基本計画」、「中津市障がい者基本計画・中津市障がい福祉計画兼障がい児福祉計画」、「ともに生き生きプランなかつ」、「中津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「中津市食育推進計画」、「中津市子ども読書活動推進実施計画」、「中津市スポーツ推進基本計画」等の各分野の計画に基づく施策と連携し、更に高齢者福祉分野における地域包括ケアシステムを含む新しい地域包括支援体制（全世代・全対象型地域包括支援体制）の構築を視野に入れ、各種施策の展開を図ります。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度以降
計画策定						
					次期計画策定	次期計画

(4) 計画の対象

本計画は、市内すべての子どもとその家族、地域・市民、事業主等を対象とします。本計画の内容は、本市が、幼児教育・保育施設や地域子育て支援拠点等の民間事業所、子育て支援関連団体、また、地域や企業等と密接に連携・協働して取り組んでいくものです。

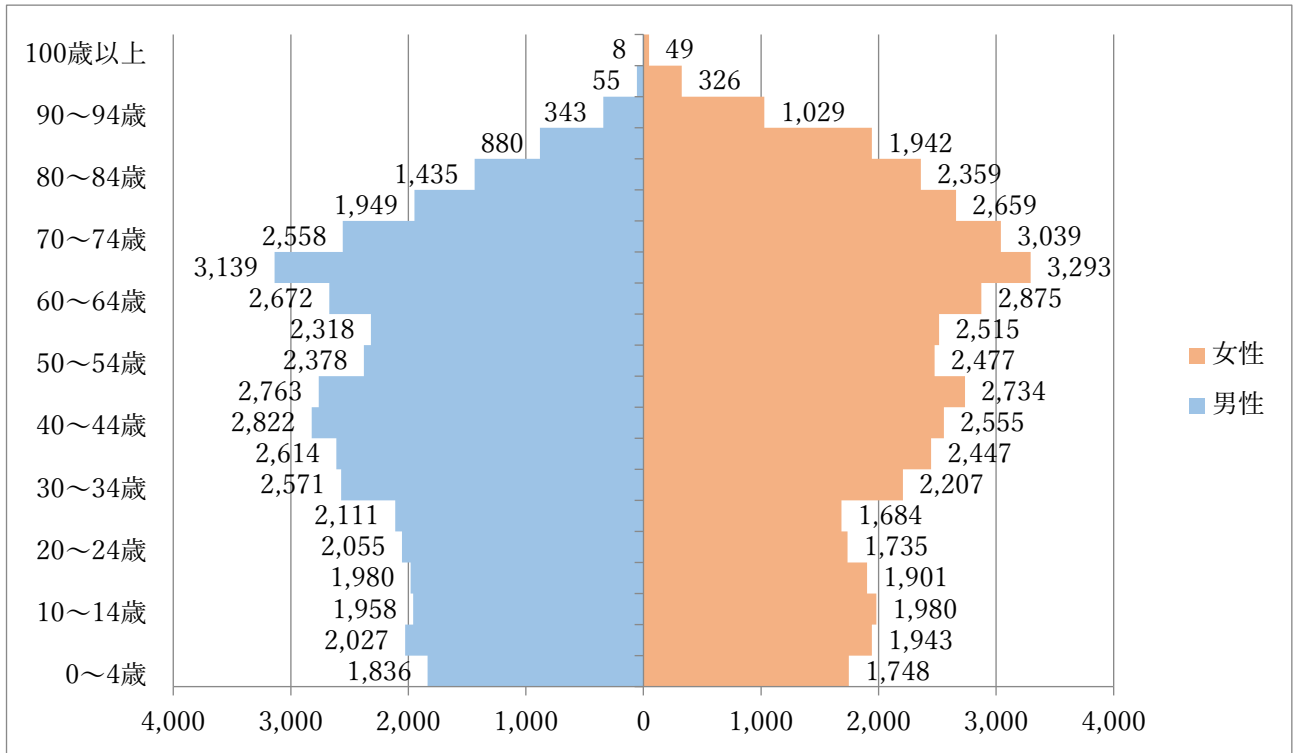
また、本計画における「子ども」とは、概ね 18 歳未満の児童とします。

第2章

中津市の子どもと家庭を
取り巻く環境

(1) 総人口と人口構造

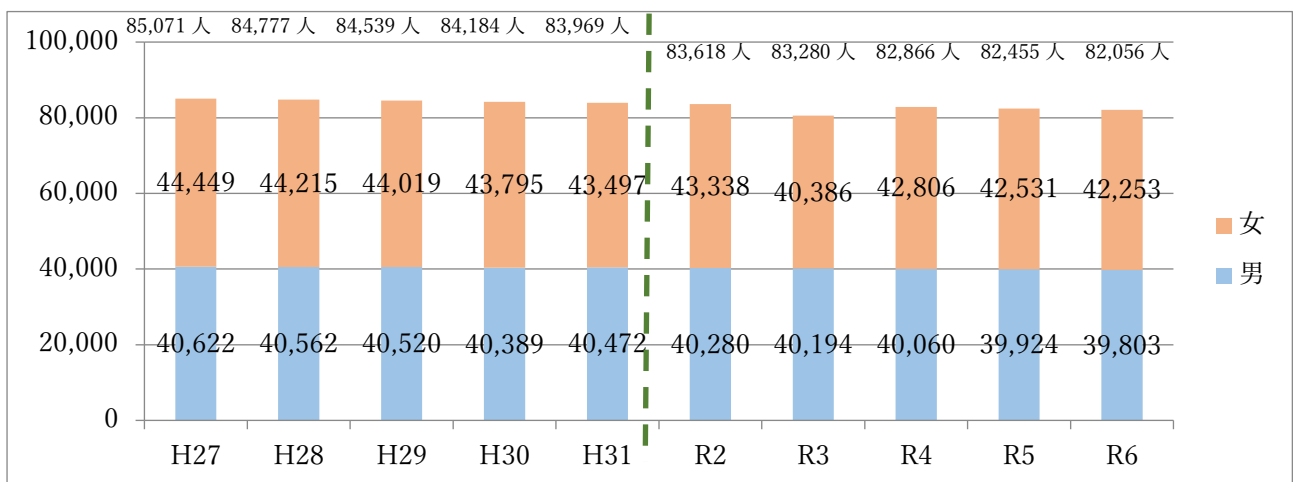
本市の平成31年4月1日時点における総人口は、83,969人(男性40,472人、女性43,497人)です。男女ともに第1次ベビーブーム世代である60代が最も多く、20代以下の人口が少なくなっています。



資料：住民基本台帳

(2) 人口推移

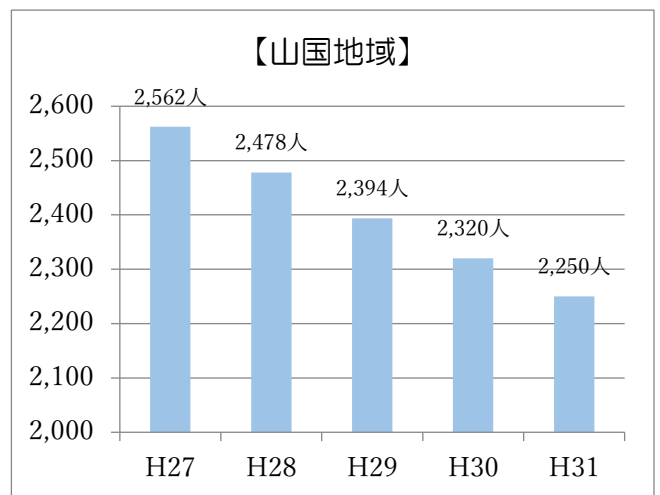
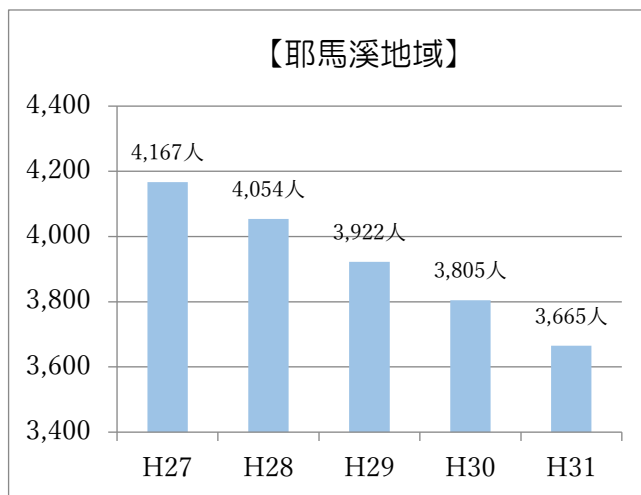
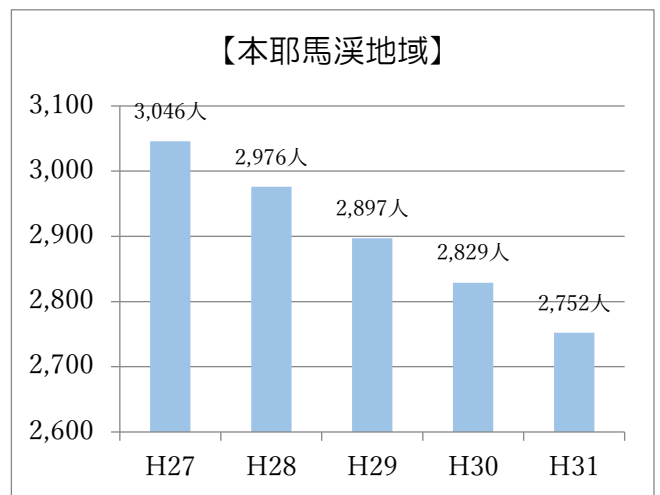
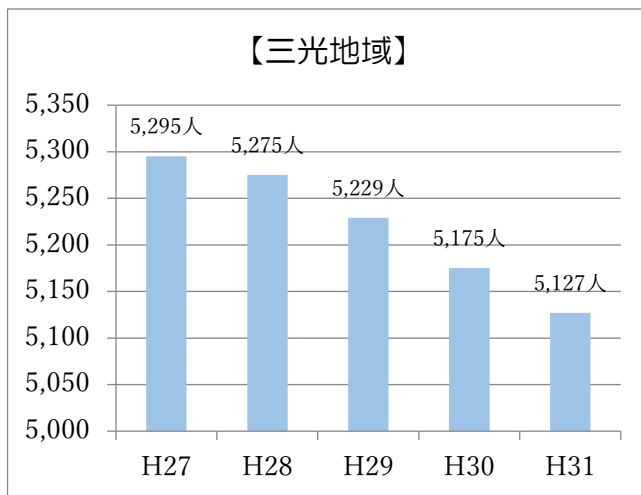
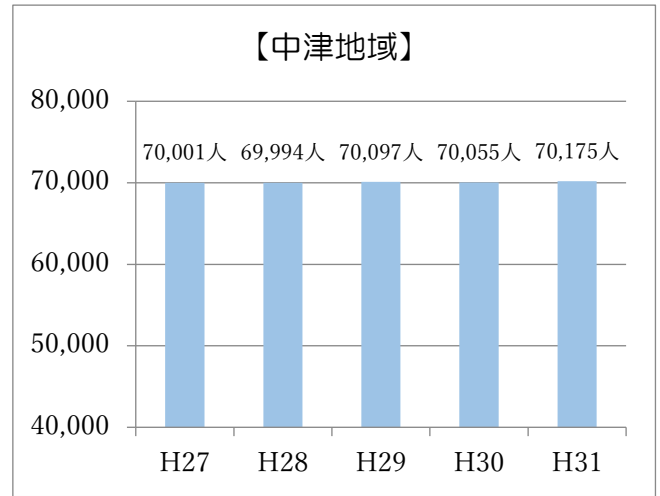
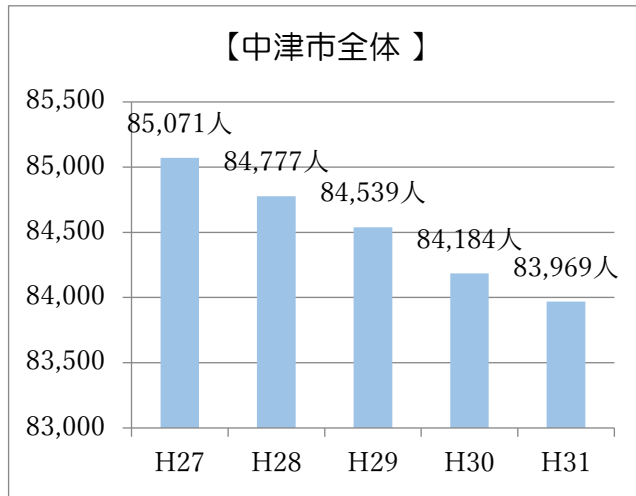
平成27年から平成31年における本市全体の人口推移では、微減傾向が続いており、コーホート変化率法による推計によれば、令和6年には82,056人となり、現在の83,969人から1,913人減少すると推測されます。



資料：H27～H31年 住民基本台帳 / R2～R6年 コーホート変化率法による推計値

(3) 地域別人口の推移

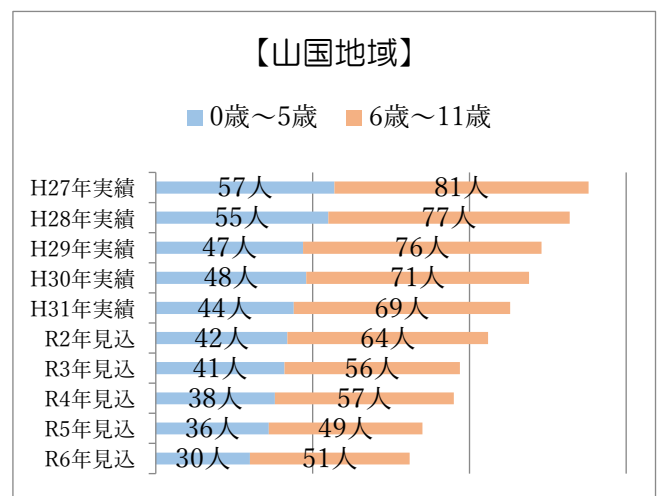
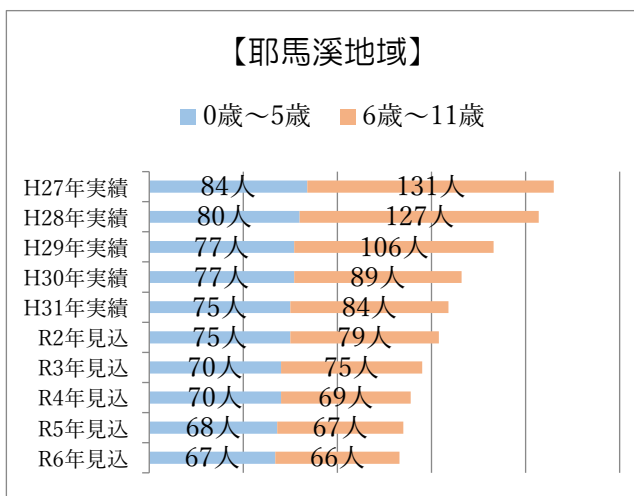
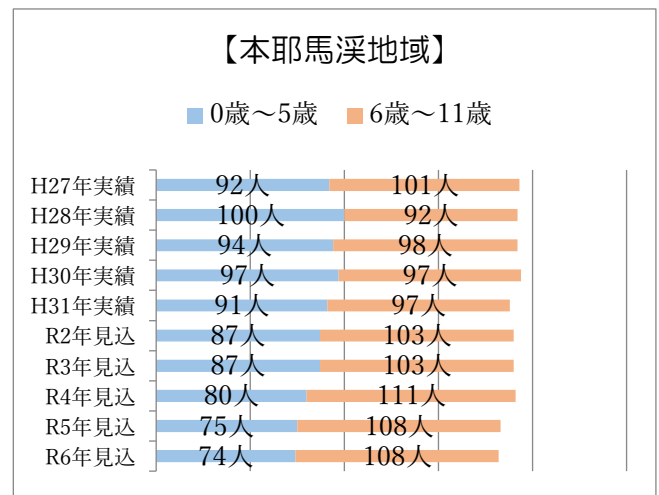
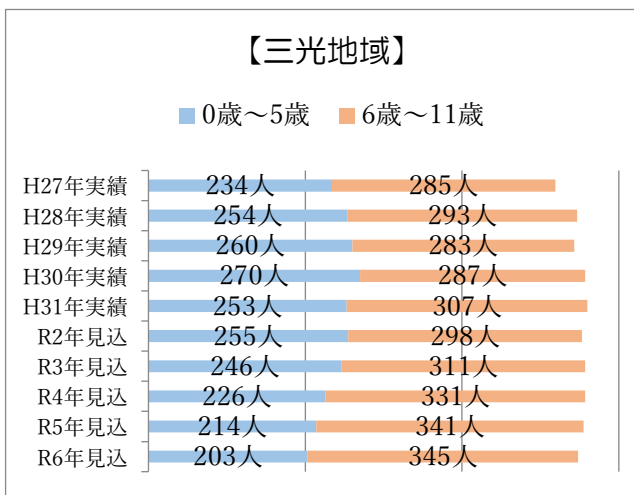
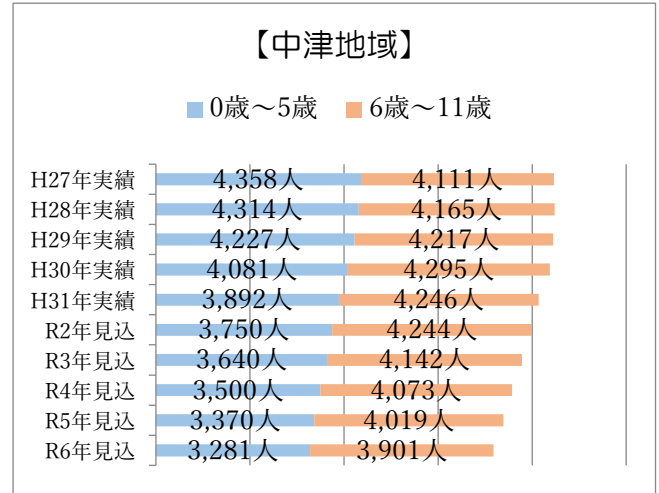
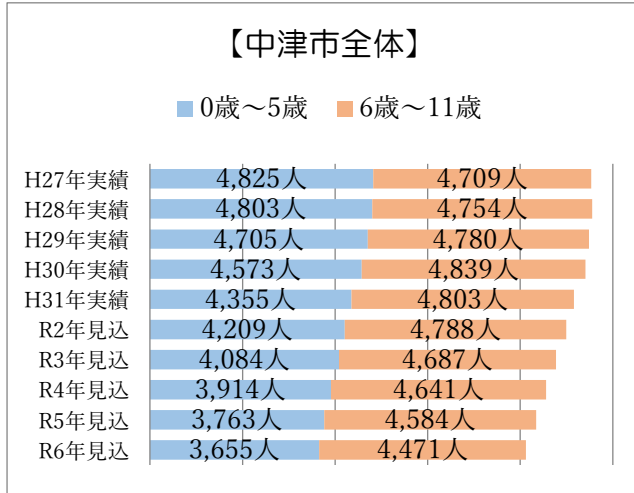
平成27年から平成31年における地域別の人口推移では、特に山国・耶馬溪地域の減少幅が大きく、三光・本耶馬溪地域も減少している中、中津地域は僅かながら増加しています。



資料：住民基本台帳

(4) 地域別の児童人口の推移

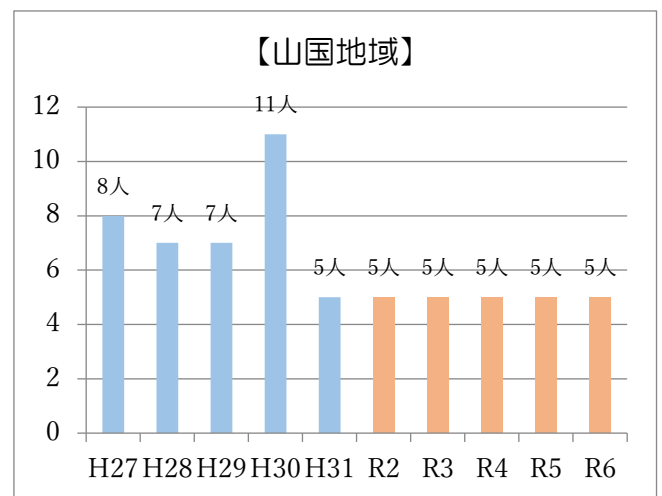
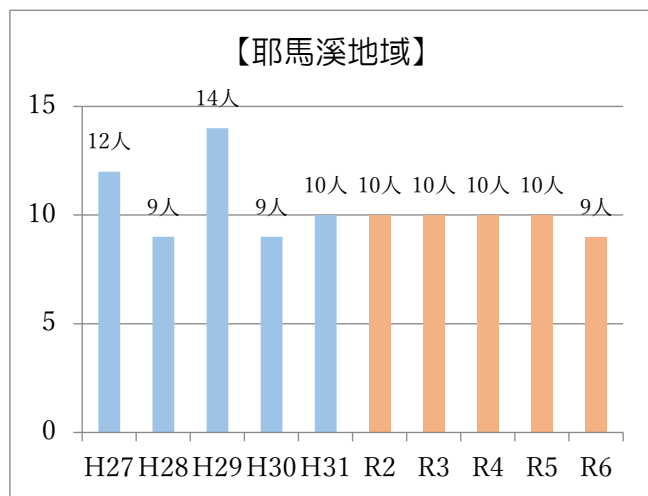
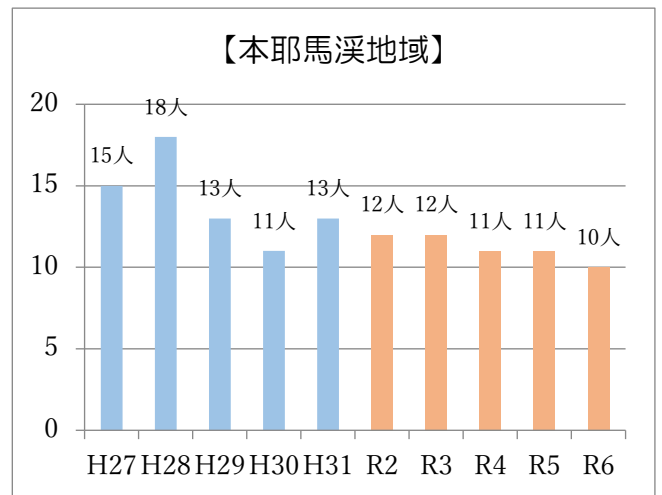
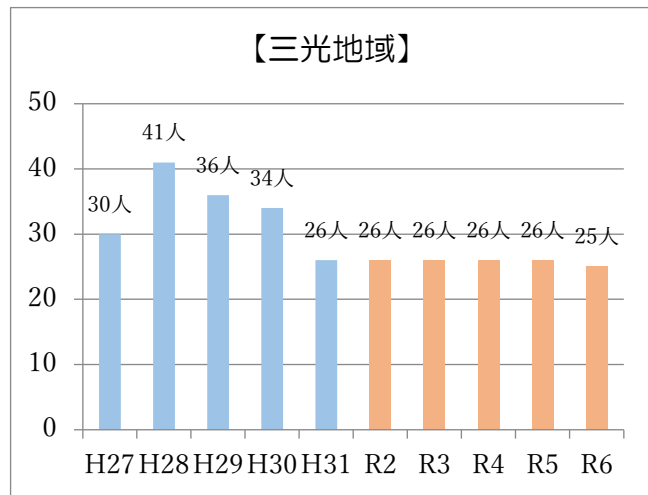
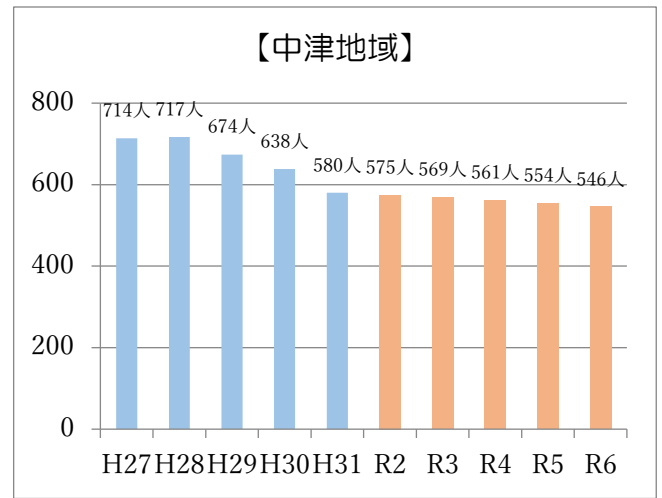
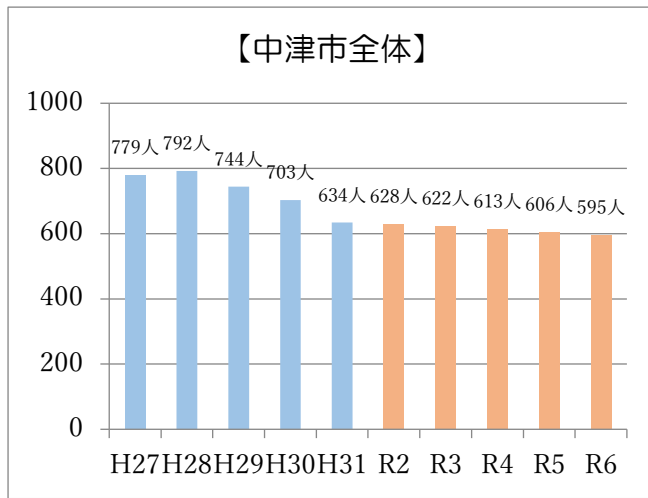
本市の「0歳～5歳」、「6歳～11歳」の人口推移では、平成27年から平成29年まではほぼ横ばいとなっていますが、平成30年を境に減少傾向に転じており、特に「0歳～5歳」の人口が著しく減少すると推測されます。



資料：H27～H31年 住民基本台帳 / R2～R6年 コーホート変化率法による推計

(5) 地域別の出生数（0歳人口）の推移

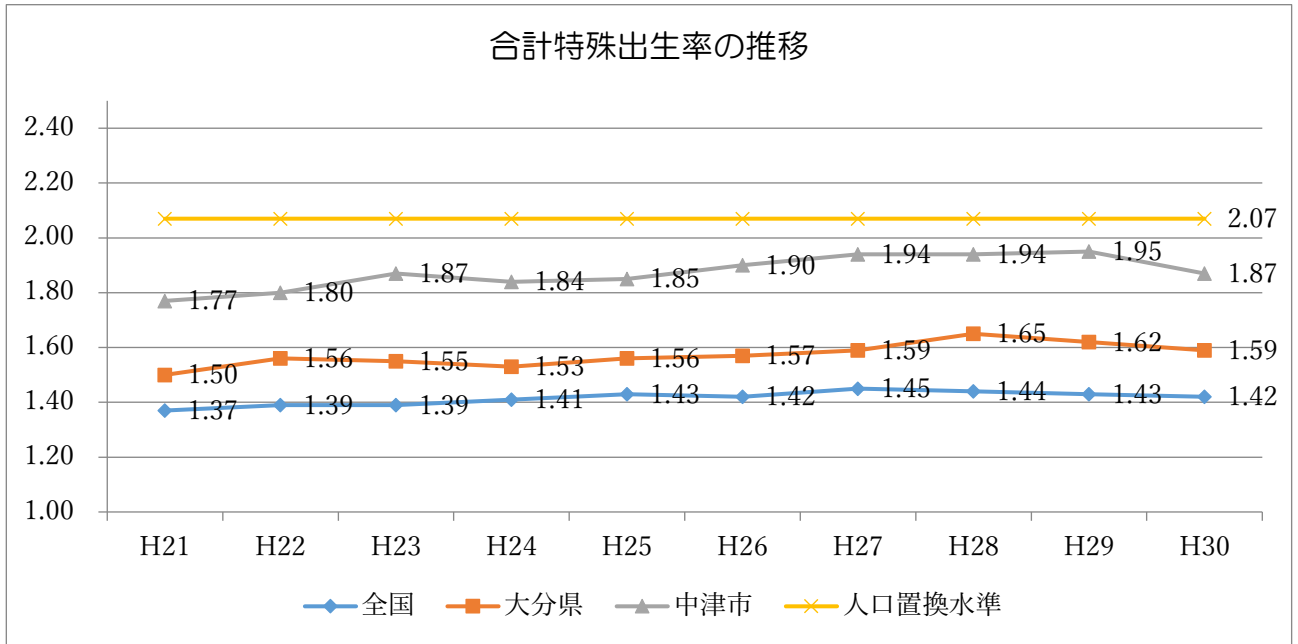
本市の出生数（0歳人口）は、平成28年をピークに減少が続いており、耶馬溪・山国地域においては、年間出生数が10人を割り込むと推測されます。



資料：H27～H31年 住民基本台帳 / R2～R6年 コーホート変化率法による推計

(6) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、現在の人口を維持するために必要な出生の水準（人口置換水準 2.07 人）には達していませんが、国・県の水準よりも高く、全国的に高水準の大分県内において常に上位を推移しています。

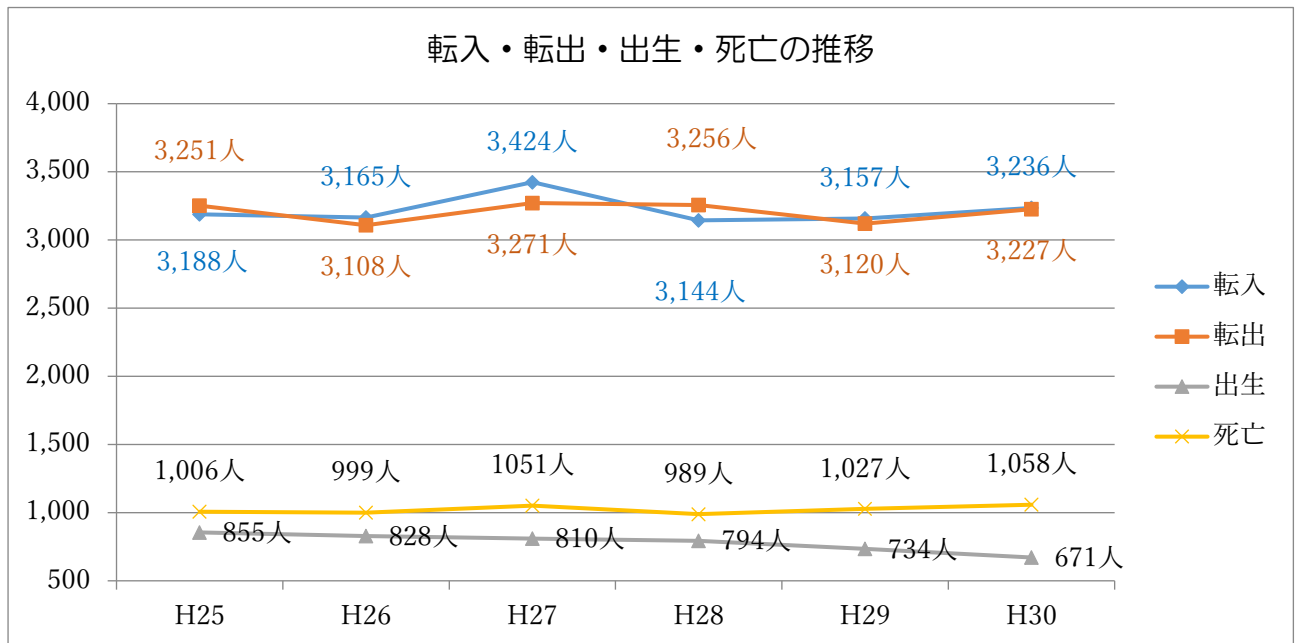


資料：大分県人口動態総覧

(7) 転入・転出・出生・死亡の推移

転入・転出に伴う社会動態は、社会経済情勢の影響を受けやすい面があり、年によって増減はあるものの、平均するとほぼ横ばいで社会増減は差異のない状況が続いています。

出生・死亡に伴う自然動態を見ると、出生数が減少傾向にあるのに対し、死亡数はほぼ横ばいの状況のため、自然増減は減少幅が年々拡大しています。

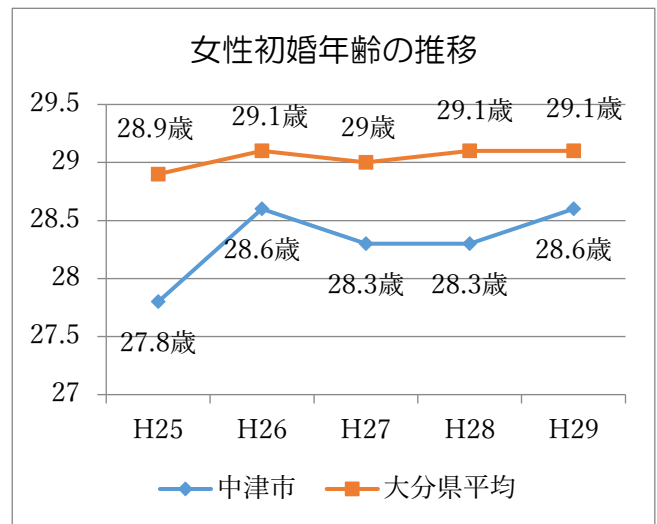
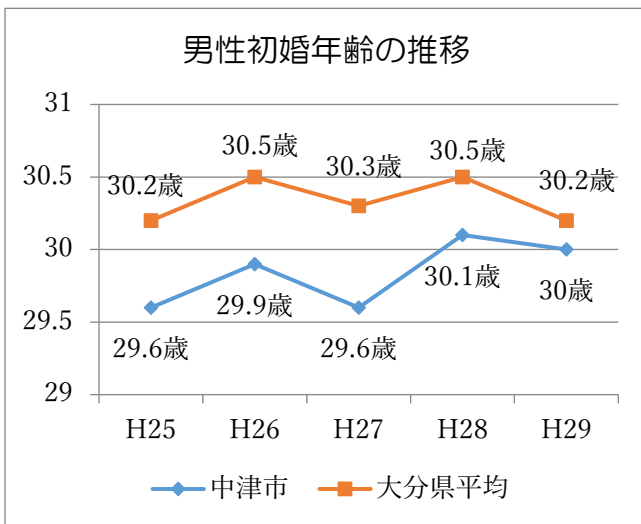
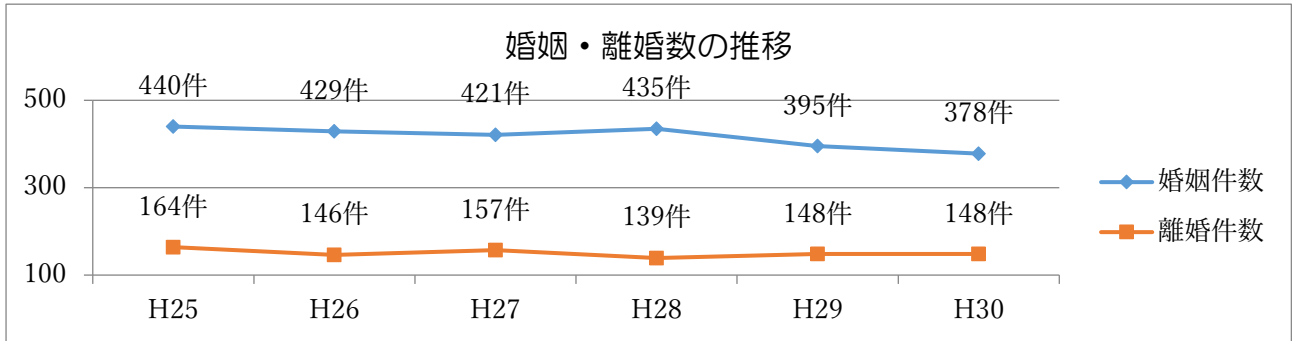


資料：大分県の人口推計報告（年報）

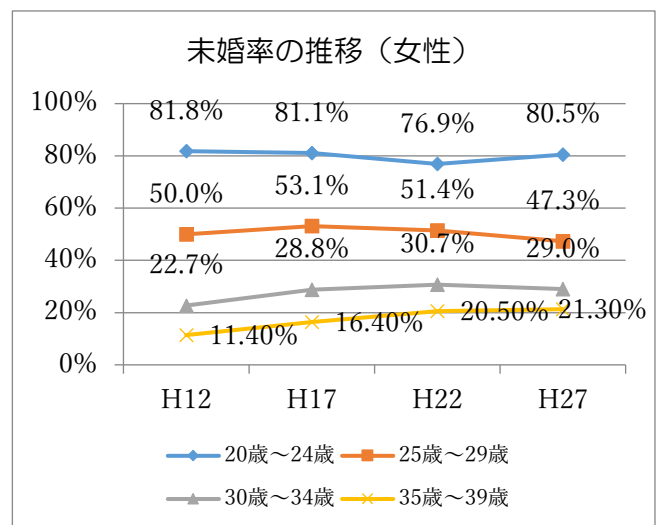
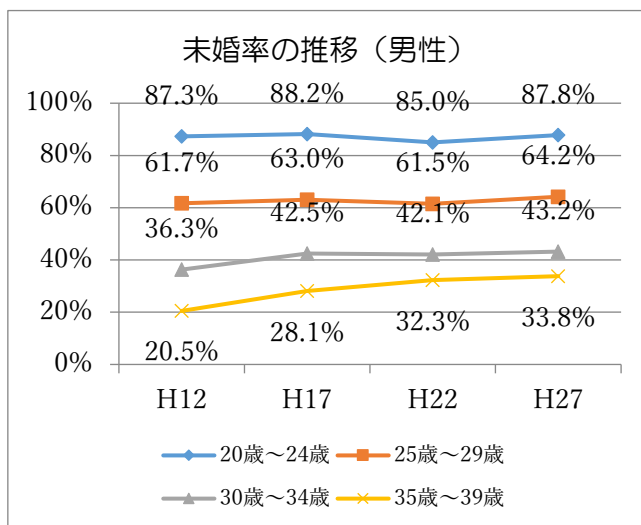
(8) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数・離婚件数ともに減少傾向にあり、平均初婚年齢は、男女とも大分県平均より低く、晩婚化の傾向にはあるものの、合計特殊出生率が高水準にあることなどから、本市は比較的、結婚・出産・子育てがしやすい環境にあると思われます。

なお、少子化の要因の一つとされる未婚率を男女別に見ると、女性は各年代とも減少傾向にあるのに対し、男性は各年代とも上昇傾向にあります。



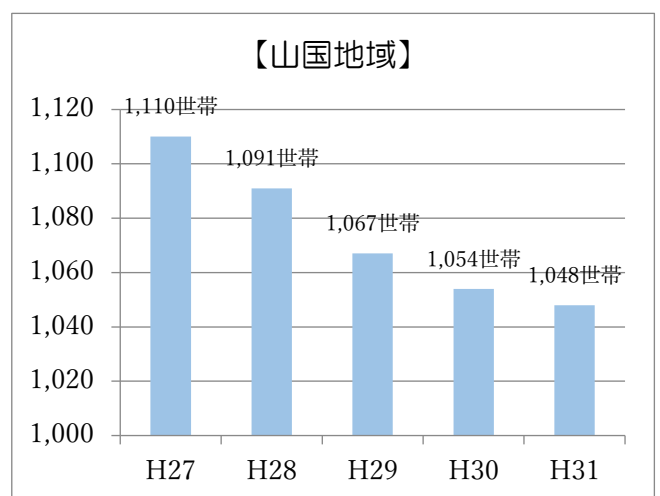
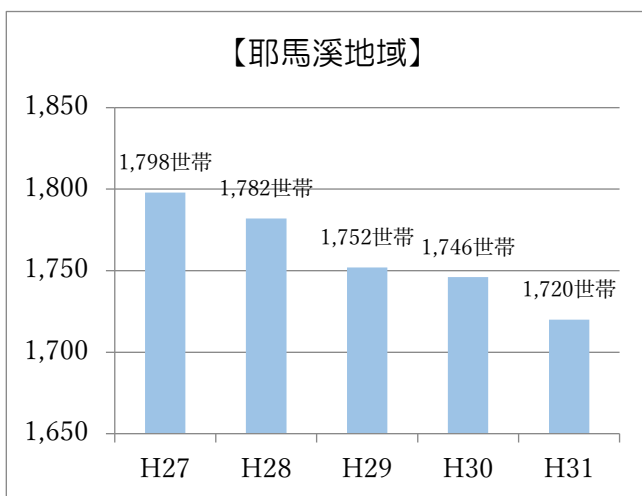
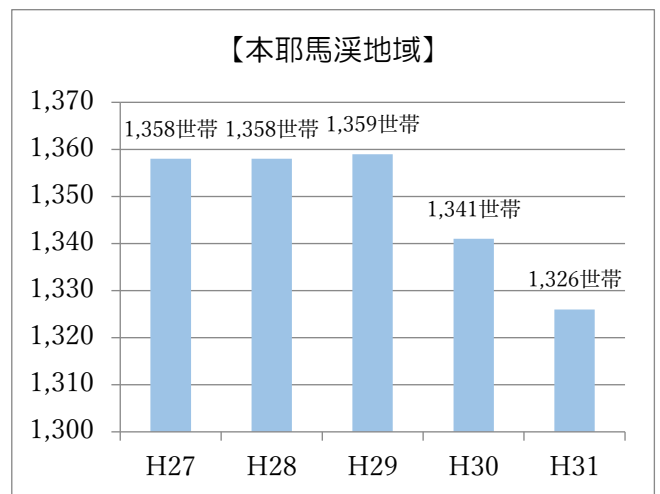
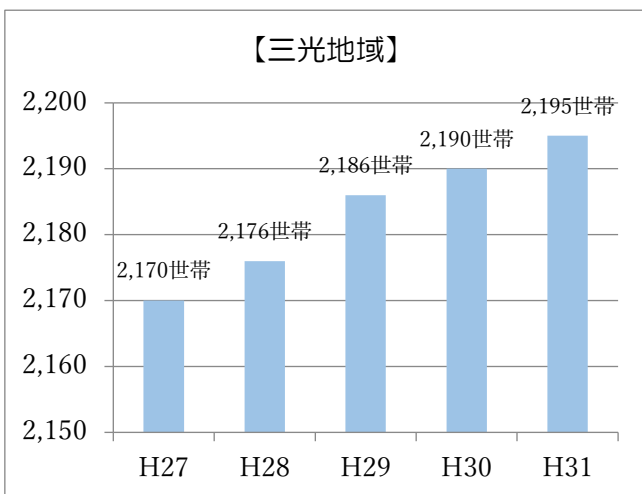
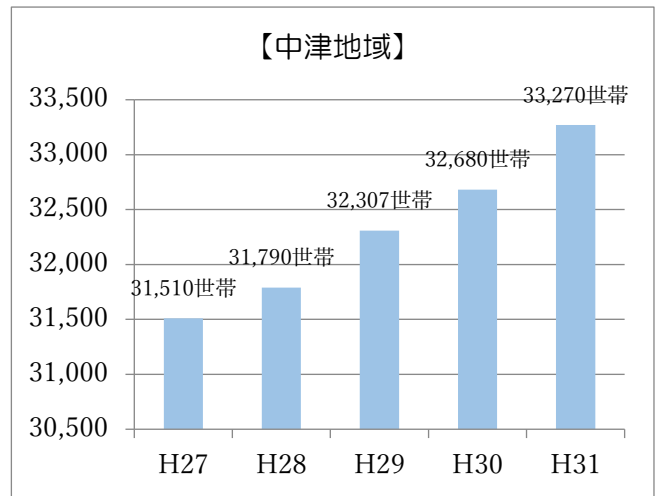
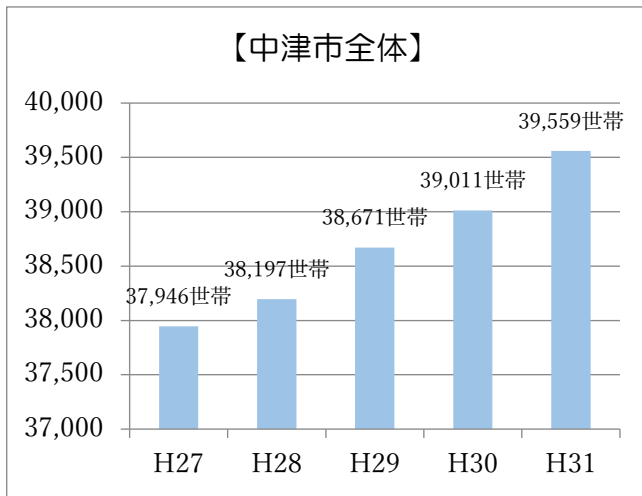
資料：大分県人口動態総覧



資料：国勢調査

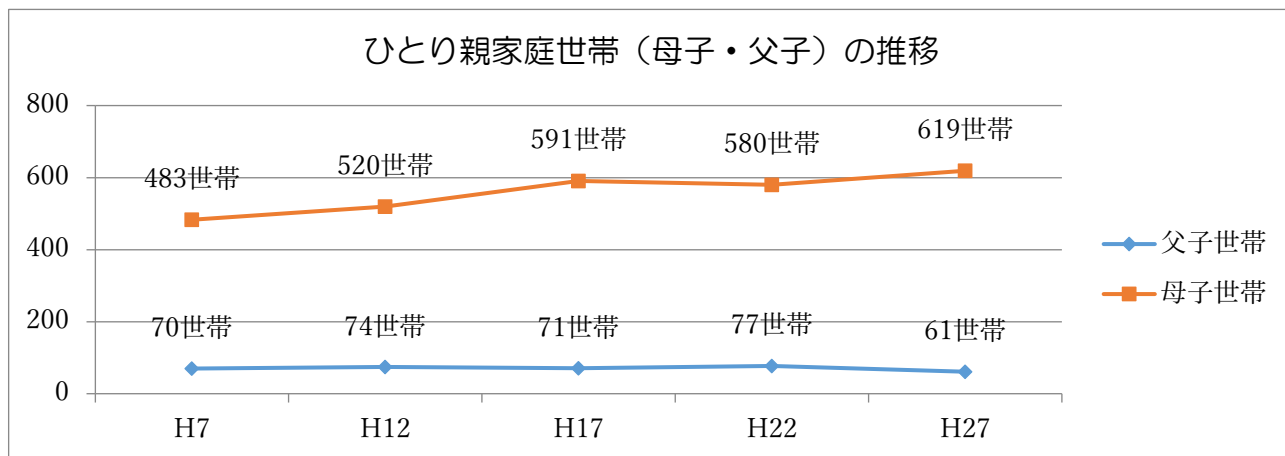
(9) 世帯数の推移

本市全体で見ると、世帯数は年々増加傾向にあります。地域別に見ると、本耶馬溪・耶馬溪・山国地域は減少傾向にあります。ひとり親世帯の状況は、父子世帯は減少傾向にあり、母子世帯は増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳

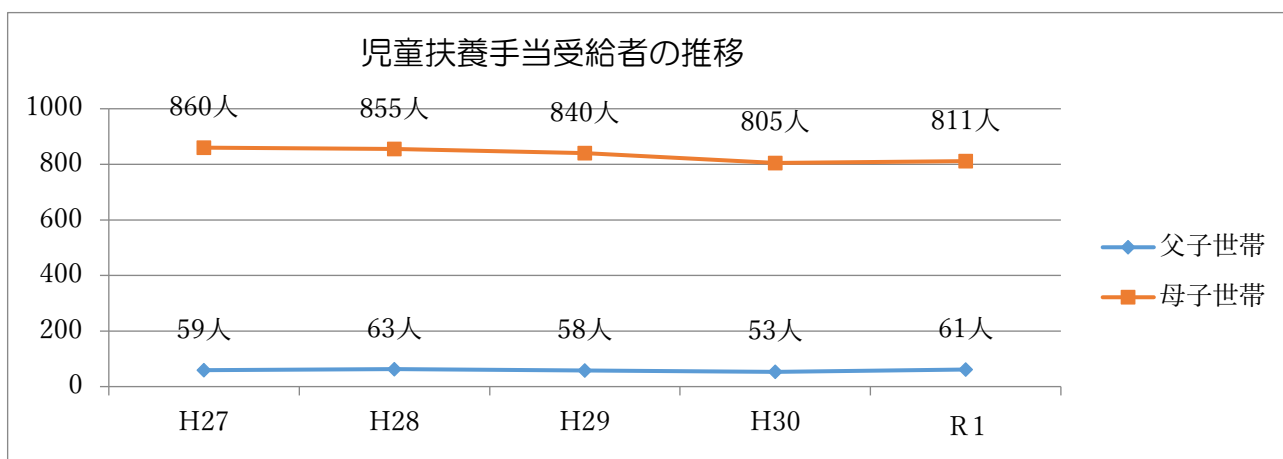
【ひとり親世帯】



※未婚、死別または離別の親とその未婚の20歳未満の子のみで構成される世帯

資料：国勢調査

【参考：児童扶養手当受給者の推移】

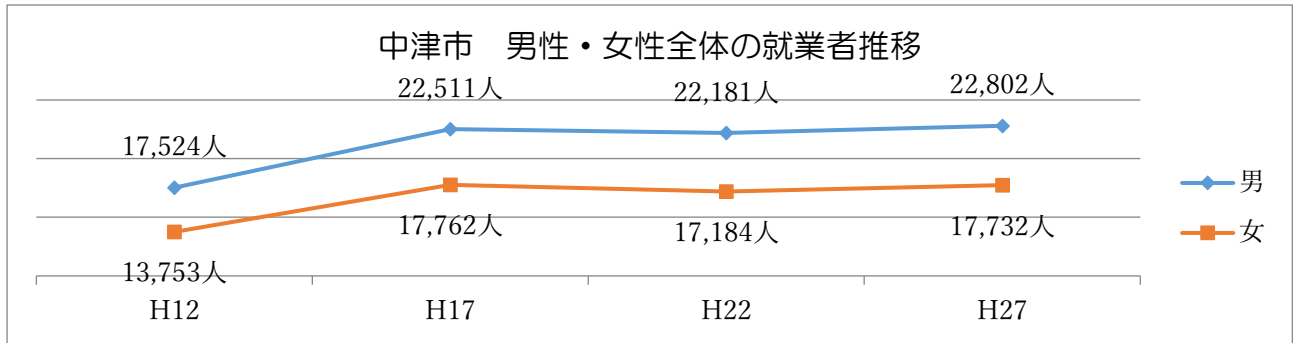


資料：子育て支援課調べ（9月末現在）

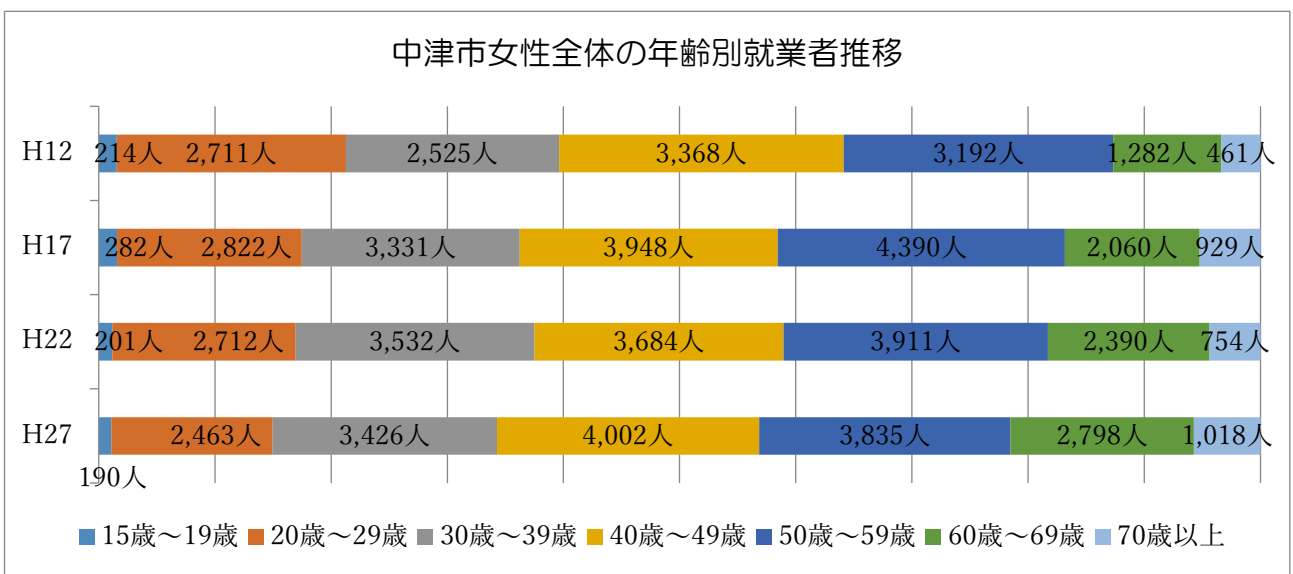
(10) 就業者の推移と女性の年齢階層別就業状況

国勢調査による本市全体の就業者推移では、男女ともほぼ横ばいの状況で、女性の年齢別就業者の推移では、10～20代は減少しているものの30代以上は増加傾向にあります。

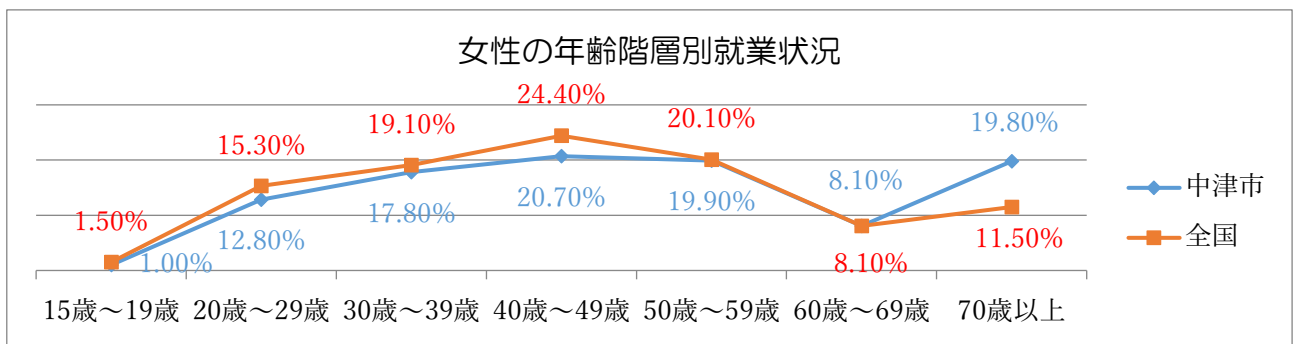
【就業者数の推移】



【女性の年齢別就業者数の推移】



【女性の年齢階層別就業状況】※平成27年度



資料：国勢調査

(11) 計画策定に向けたニーズ調査（調査結果の概要は別冊に掲載）

1. 調査期間

平成31年1月28日～2月12日

2. 調査の対象

- ・小学校就学前児童（0歳～5歳）の保護者
- ・小学校就学児童（1年生～4年生）の保護者

第3章

計画の基本的な考え方
及び

量の見込みと確保内容等

(1) 基本理念

子どもは、社会に元気を与えてくれる希望、そしてまちの未来をつくる原動力であり、子どもの健やかな育ちと子育て支援を推進するため、第1期計画においては、「子どもの明るい声がひびきあう中津市」を基本理念に「笑顔のあふれるまち」をめざしました。

第2期計画においては、第1期計画の理念を将来ビジョンとし、「その笑顔が未来（なかつ）を創る！～みんなでつなごう、笑顔のループ～」を基本理念に、子どもを含む若者が将来（就労・結婚・出産など）に希望を描きその希望が叶えられるよう、また、子どもたちに「生まれ育った中津で子育てしたい！子育てするなら中津で！」と思ってもらえるよう、「みんなが子育てしたくなるまち」をめざします。

「いってきます」そして「ただいま」

中津市長 奥塚 正典

新聞に中津市の広告を出しました。中津出身の若い2人の実話をもとに写真は中津駅ホームでの撮影です。高校を卒業生まれ育った中津を出る男子学生の「いってきます、中津」。これは何かと思ひながら次頁をめくると、「ただいま、中津」と女性が登場。中津を一旦離れたが、大好きなふるさとに帰り働くことになったのです。職員が考えた2面連続の仕掛けです。

広告のねらいは、「中津は活力と魅力あるまち。戻って来たいと思うあなたを待っています。そして中津はよいとこ、来てください」という中津大好きメッセージです。幸い中津市は出生率が高く若者が多い。日本の総人口が減る中、人口増とはいきませんが、最近では中津から市外へ出る人より入ってくる若い人が多い。中津出身で地元に戻ってくる人、働く場所が中津にあり住む人があるからです。多くの自治体ではどの年代も人口が減っているなかで中津が持っている強みです。

この強みを生かして、これからとも「人を育てる」ことが大切です。そのためには、子どもを産み育てやすい環境づくりと、中津を愛し知・徳・体を備えた人材を育てる教育環境の整備が大事です。また同時に中津に住みたいと思う人に働く場、仕事がなければなりません。企業誘致や地場産業の振興を図り、できるだけ多くの方が働きたいと思う魅力ある「仕事をつくる」

ことにより経済や消費を盛んにすることも必要です。

中津が住みやすく楽しい、次世代が生まれる、よい教育が受けられる、家族や友人がいる、仕事がある、食べ物がおいしい、将来も安全・安心である、こんな暮らし満足をさらに増やしたいものです。

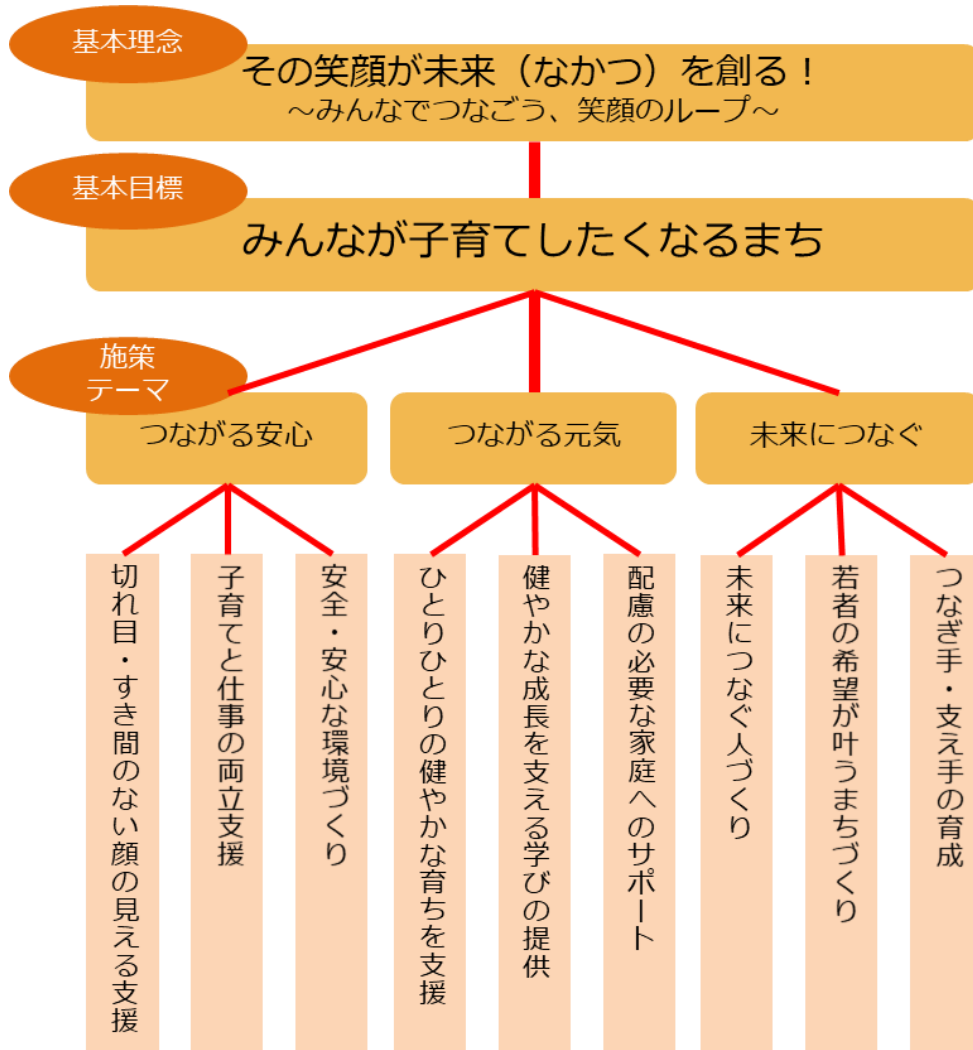
若い2人へ、「いってらっしゃい」そして「おかえり、中津で幸せに」。



(2) 基本目標・施策体系

第2期計画では、第1期計画で推進した「笑顔のあふれるまちづくり」を基礎とし、「その笑顔が未来（なかつ）を創る！～みんなでつなごう、笑顔のループ～」の基本理念の下で「みんなが子育てしたくなるまち」を基本目標に掲げます。

また、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」を基本施策として捉えるとともに、総合計画におけるキーワード「安心・元気・未来」に沿って「子ども・子育て支援施策」を推進します。



(3) 計画策定における基本的な考え方

本市では、計画の策定にあたり、保育・教育事業と地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望を把握するため、平成31年2月に就学前児童と就学児童の保護者への利用希望調査（以下、「ニーズ調査」という。）を行い、この調査結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業における「量の見込み」の算出等の手引き」を参考にし、計画期間における数値目標を設定しました。

また、事業ごとの「区域設定」について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の保育・教育の利用状況、施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、「保育・教育の事業の実施区域」及び「放課後児童健全育成事業の実施区域」は「中津・三光地域」と「本耶馬溪・耶馬溪・山国地域」の2区域とし、放課後児童健全育成事業を除く「地域子ども・子育て支援事業の実施区域」については「中津市全域」の1区域と設定しました。

(4) 幼児期の保育・教育の量の見込みと確保内容

保育・教育に係る認定区分（1号・2号・3号）ごとの量の見込みの算出は、国が示した「量の見込みの算出等のための手引き」に準じ、全国で共通の項目について算出しました。

【中津市全域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	量の見込み	870	852	810	761	723
			▲ 18	▲ 42	▲ 49	▲ 38
			-2.1%	-4.9%	-6.0%	-5.0%
	1号こども	259	254	241	227	215
	2号こども幼稚園ニーズ	611	598	569	534	508
	確保方策	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	特定教育・保育施設	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
差引（確保方策－量の見込み）	156	219	261	310	348	
2号認定	量の見込み	1,439	1,408	1,339	1,258	1,195
			▲ 31	▲ 69	▲ 81	▲ 63
			-2.2%	-4.9%	-6.0%	-5.0%
	保育ニーズ	1,439	1,408	1,339	1,258	1,195
	確保方策	1,347	1,347	1,347	1,347	1,347
	特定教育・保育施設	1,347	1,347	1,347	1,347	1,347
	こども園(両ニーズ)	569	711	711	711	711
	保育所（保育ニーズのみ）	778	636	636	636	636
差引（確保方策－量の見込み）	▲ 92	▲ 61	8	89	152	
二 幼 1 稚 ス 園	量の見込み	870	852	810	761	723
	確保方策	1,595	1,782	1,782	1,782	1,782
	1号認定	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	2号認定（こども園）	569	711	711	711	711
	差引（確保方策－量の見込み）	725	930	972	1,021	1,059
1 ・ 2 号	量の見込み	2,309	2,260	2,149	2,019	1,918
	確保方策	2,373	2,418	2,418	2,418	2,418
	差引（確保方策－量の見込み）	64	158	269	399	500

【中津市全域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号認定	量の見込み(0歳)	309	306	301	297	292
	確保方策	337	337	337	337	337
	特定教育・保育施設	331	331	331	331	331
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
	企業主導型	-	-	-	-	-
	差引(確保方策-量の見込み)	28	31	36	40	45
	量の見込み(1、2歳)	874	815	808	797	787
	確保方策	1,022	1,022	1,022	1,022	1,022
	特定教育・保育施設	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009
	特定地域型保育事業	13	13	13	13	13
	企業主導型	-	-	-	-	-
	差引(確保方策-量の見込み)	148	207	214	225	235
			▲ 62	▲ 12	▲ 15	▲ 15
		-5.2%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	
確保方策	1,359	1,359	1,359	1,359	1,359	
特定教育・保育施設	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	
特定地域型保育事業	19	19	19	19	19	
差引(確保方策-量の見込み)	176	238	250	265	280	
合計	量の見込み・計	3,492	3,381	3,258	3,113	2,997
			▲ 111	▲ 123	▲ 145	▲ 116
			-3.2%	-3.6%	-4.5%	-3.7%
	確保方策	3,732	3,777	3,777	3,777	3,777
	特定教育・保育施設	3,713	3,758	3,758	3,758	3,758
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	19	19	19	19	19	
差引(確保方策-量の見込み)	240	396	519	664	780	

※2号認定の不足量に係る確保策は、公立幼稚園等の在園児を対象とした一時預かりで対応する。

【中津・三光地域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	量の見込み	826	809	769	724	687
			▲ 17	▲ 40	▲ 45	▲ 37
			-2.1%	-4.9%	-5.9%	-5.1%
	1号こども	253	248	235	222	210
	2号こども幼稚園ニース	573	561	534	502	477
	確保方策	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	特定教育・保育施設	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
不足量	▲ 200	▲ 262	▲ 302	▲ 347	▲ 384	
2号認定	量の見込み	1,366	1,337	1,271	1,196	1,136
			▲ 29	▲ 66	▲ 75	▲ 60
			-2.1%	-4.9%	-5.9%	-5.0%
	幼稚園ニース	0	0	0	0	0
	保育ニース	1,366	1,337	1,271	1,196	1,136
	確保方策	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
	特定教育・保育施設	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
	こども園(両ニース)	569	711	711	711	711
保育所(保育ニースのみ)	652	510	510	510	510	
不足量	145	116	50	▲ 25	▲ 85	
二 幼 1 稚 ス 園	量の見込み	826	809	769	724	687
	確保方策	1,595	1,782	1,782	1,782	1,782
	1号認定	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	2号認定(こども園)	569	711	711	711	711
	不足量	▲ 769	▲ 973	▲ 1,013	▲ 1,058	▲ 1,095
1 ・ 2 号	量の見込み	2,192	2,146	2,040	1,920	1,823
	確保方策	2,247	2,292	2,292	2,292	2,292
	不足量	▲ 55	▲ 146	▲ 252	▲ 372	▲ 469

【中津・三光地域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号認定	量の見込み(0歳)	299	294	291	287	283
	確保方策	317	317	317	317	317
	特定教育・保育施設	311	311	311	311	311
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
	企業主導型	-	-	-	-	-
	不足量	▲18	▲23	▲26	▲30	▲34
	量の見込み(1、2歳)	827	774	767	758	748
	確保方策	958	958	958	958	958
	特定教育・保育施設	945	945	945	945	945
	特定地域型保育事業	13	13	13	13	13
	企業主導型	-	-	-	-	-
	不足量	▲131	▲184	▲191	▲200	▲210
	量の見込み(全体)	1,126	1,068	1,058	1,045	1,031
			▲58	▲10	▲13	▲14
		-5.2%	-0.9%	-1.2%	-1.3%	
確保方策	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275	
特定教育・保育施設	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	
特定地域型保育事業	19	19	19	19	19	
不足量	▲149	▲207	▲217	▲230	▲244	
合計	量の見込み・計	3,318	3,214	3,098	2,965	2,854
			▲104	▲116	▲133	▲111
			-3.1%	-3.6%	-4.3%	-3.7%
	確保方策	3,522	3,567	3,567	3,567	3,567
	特定教育・保育施設	3,503	3,548	3,548	3,548	3,548
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	19	19	19	19	19	
不足量	▲204	▲353	▲469	▲602	▲713	

※2号認定の不足量に係る確保策は、公立幼稚園等の在園児を対象とした一時預かりで対応する。

【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	量の見込み	44	43	41	37	36
			▲ 1	▲ 2	▲ 4	▲ 1
			-2.3%	-4.7%	-9.8%	-2.7%
	1号こども	6	6	6	5	5
	2号こども幼稚園二一ズ	38	37	35	32	31
	確保方策	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
	差引（確保方策一量の見込み）	▲ 44	▲ 43	▲ 41	▲ 37	▲ 36
2号認定	量の見込み	73	71	68	62	59
			▲ 2	▲ 3	▲ 6	▲ 3
			-2.7%	-4.2%	-8.8%	-4.8%
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	73	71	68	62	59
	確保方策	126	126	126	126	126
	特定教育・保育施設	126	126	126	126	126
	こども園(両二一ズ)	0	0	0	0	0
保育所（保育二一ズのみ）	126	126	126	126	126	
	差引（確保方策一量の見込み）	53	55	58	64	67
二幼 一稚 ス園	量の見込み	44	43	41	37	36
	確保方策	0	0	0	0	0
	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定（こども園）	0	0	0	0	0
		差引（確保方策一量の見込み）	▲ 44	▲ 43	▲ 41	▲ 37
1・ 2号	量の見込み	117	114	109	99	95
	確保方策	126	126	126	126	126
		差引（確保方策一量の見込み）	9	12	17	27

【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号認定	量の見込み(0歳)	10	12	10	10	9
	確保方策	20	20	20	20	20
	特定教育・保育施設	20	20	20	20	20
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
	企業主導型	-	-	-	-	-
	差引(確保方策-量の見込み)	10	8	10	10	11
	量の見込み(1、2歳)	47	41	41	39	39
	確保方策	64	64	64	64	64
	特定教育・保育施設	64	64	64	64	64
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
	企業主導型	-	-	-	-	-
	差引(確保方策-量の見込み)	17	23	23	25	25
	量の見込み(全体)	57	53	51	49	48
			▲4	▲2	▲2	▲1
		-7.0%	-3.8%	-3.9%	-2.0%	
確保方策	84	84	84	84	84	
特定教育・保育施設	84	84	84	84	84	
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	
差引(確保方策-量の見込み)	27	31	33	35	36	
合計	量の見込み・計	174	167	160	148	143
			▲7	▲7	▲12	▲5
			-4.0%	-4.2%	-7.5%	-3.4%
	確保方策	210	210	210	210	210
	特定教育・保育施設	210	210	210	210	210
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	
差引(確保方策-量の見込み)	36	43	50	62	67	

※本耶馬溪・耶馬溪・山国地域の1号ニーズは、中津・三光地域の施設等が補完する。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容

各年度における量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえて設定しています。具体的には、国が示した「量の見込みの算出等のための手引き」に準じ、利用状況及び利用希望を分析・評価し、参酌基準及び本市の状況を踏まえながら各事業ごとに量の見込みを定めるものとします。

なお、本項においては各事業の概況を記載し、具体的な内容等は第4章の「テーマごとの具体的な方針等」に記載することとします。

①利用者支援事業【継続】

子どもや保護者の身近な場所で、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

【基本型】

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	ヶ所	1	1	1	1	1	1
確保数	//	1	1	1	1	1	1

【母子保健型】※子育て世代包括支援センター

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	ヶ所	1	1	1	1	1	1
確保数	//	1	1	1	1	1	1

【提供体制または確保策】

地域医療対策課内に母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置し、保健師・助産師が妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦・乳幼児等へ継続的な支援を実施します。また、基本型として、「子ども家庭総合拠点」を担う子育て支援課内に利用者支援専門員「なかつ子育てパートナー」を配置し、各地域子育て支援拠点事業所（子育て支援センター）と連携して相談支援・情報提供を図るほか、母子保健型との連携・情報共有により相互の機能を補完します。



②地域子育て支援拠点事業【継続】

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の解消に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

【0～2歳】	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込 ※利用延人数	人	47,043	44,244	42,048	41,580	41,028	40,452
内) プレイルーム	//	25,295	23,803	22,621	22,370	22,073	21,763
内) その他	//	21,748	20,441	19,427	19,210	18,955	18,689
確保数	ヶ所	5	8	8	8	8	8

※なかつ・こどもいきいきプレイルームは、周辺市町からの利用も多い点、量の見込みは0～2歳を対象に推計している点から、中津市在住者の利用率を6割、3歳未満児の利用率を6割と設定し利用者数を計上する。

【提供体制または確保策】

中学校区を目安に地域バランスを考慮し、地域子育て支援拠点事業所(子育て支援センター)を8ヶ所設置(民間委託5ヶ所、直営3ヶ所)し、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施します。また、本耶馬溪・耶馬溪・山国地域においては児童館等による「出張ひろば」を実施します。

③妊婦健康診査【継続】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	件	9,115	8,820	8,722	8,596	8,470	8,344
確保数	//	9,115	8,820	8,722	8,596	8,470	8,344

※人口推計による出生数を妊婦数の見込みとし、妊婦1人あたりの健診回数を14回として受診件数を算出する。

【提供体制または確保策】

母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診票(14回分)を配布し、大分県内の医療機関及び助産施設への委託により妊婦健診サービスを提供し、県外の医療機関等を受診する場合は償還払いにより公費負担を行う等、妊産婦の経済的負担の軽減と産科医療機関等と連携した適正な受診の勧奨に努めます。



④乳児家庭全戸訪問事業【継続】

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	件	666	630	623	614	605	596
確保数	//	666	630	623	614	605	596

※人口推計による出生数を訪問件数とする。

【提供体制または確保策】

地域医療対策課（子育て世代包括支援センター）の保健師等が生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握するほか、子育てに関する情報提供や相談に応じます。支援が必要な家庭には、子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）等関係機関と連携し、養育支援訪問事業につなげる等継続的な支援に努めます。

⑤養育支援訪問事業【継続】

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	回	566	566	566	566	566	566
確保数	//	566	566	566	566	566	566

【提供体制または確保策】

乳児家庭全戸訪問事業等により、積極的な支援が必要と判断した家庭に対し、地域医療対策課（子育て世代包括支援センター）及び子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）の保健師等が訪問し指導・助言を行うほか、児童家庭支援センター等による育児・家事援助を実施します。

⑥子育て短期支援事業【継続】

一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	日	125	144	139	135	130	126
確保数	ヶ所	3	3	3	3	3	3

【提供体制または確保策】

市内の児童養護施設2ヶ所、大分県内の乳児院1ヶ所に委託し、宿泊または日中・夜間の児童の預かりを実施し、要支援家庭等に対し適切な支援を行います。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【継続】

乳幼児や小学生等の一時的な預かりや移動支援等の援助を希望する者と、これらの援助を行うことを希望する者との連絡・調整や援助を行うことを希望する者へ講習の実施等の支援を行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	件	167	270	266	260	256	250
確保数	//	167	270	266	260	256	250

※ニーズ調査結果による小学生のニーズ量の2倍の数値を未就学児も含めたニーズ量とする。

【提供体制または確保策】

子育ての援助に関するニーズに対応するため、援助者の養成強化を図り、援助活動に関する連絡・調整を社会福祉協議会に委託し実施します。

⑧一時預かり事業【継続】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児教育・保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
【一般型】 量の見込	人	2,714	2,578	2,488	2,411	2,318	2,243
確保数	ヶ所	13	15	15	15	15	15
【幼稚園型】 量の見込	人	89,880	127,063	124,277	118,253	111,030	105,516
確保数	ヶ所	22	27	27	27	27	27

※ニーズ調査の最大利用日数（21日）を1人あたりの利用日数とし、一時預かりの利用率（2.9%）を人口推計による未就学児数に乗じて量の見込みを算出する。

【提供体制または確保策】

市内の幼児教育・保育施設 13 施設で実施しており、特に保護者のリフレッシュを目的とした利用を促進し、新たな実施施設の確保にも努めます。

また、公立幼稚園等における幼稚園型の一時預かりの実施により、保護者の就労形態やニーズの多様化に対応します。



⑨延長保育事業【継続】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	実人数	694	1,100	1,061	1,028	989	957
	日	15,167	23,100	22,281	21,588	20,769	20,097
確保数	ヶ所	23	23	23	23	23	23

※H30年度の実績から、1人あたりの利用日数を21日とし、量の見込みを算出する。

【提供体制または確保策】

市内の幼児教育・保育施設23施設で実施しており、保護者の就労形態の多様化に即し、早朝または夜間における柔軟なサービス提供、新たな実施施設の確保に努めます。

⑩病児保育事業【継続】

病気等の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	人	1,031	2,200	2,200	2,300	2,300	2,400
内) 病児保育	//	—	1,000	1,000	1,100	1,100	1,200
内) 病後児保育	//	1,031	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保数	ヶ所	1	2	2	2	2	2

【提供体制または確保策】

小児科医院に併設された病児保育施設1ヶ所（定員5名/日）、保育所に併設された病後児保育施設1ヶ所（定員9名/日）で実施しています。家族形態や保護者の就労形態の多様化に対応するため、「子の看護休暇」を取得しやすい環境の整備を進めるとともに、病児・病後児保育に対する新たなニーズ等、必要に応じ実施施設の確保に努めます。



⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【継続】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や専用施設等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

※利用希望による量の見込みは教育委員会作成の児童数の推計値にニーズ調査結果による利用希望率を乗じて算出する。

【中津市全体】利用希望による量の見込み

区分	単位	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	人	970	1,380	1,357	1,353	1,352	1,322
1年	〃	360	356	342	360	354	333
2年	〃	249	383	375	359	381	368
3年	〃	182	301	295	292	278	293
4年	〃	68	229	238	235	231	223
5年	〃	30	54	53	54	54	51
6年	〃	21	57	54	53	54	54
確保数	ヶ所(人)	34(970)	36	36	37	37	37(1,360)

【中津・三光地域】利用希望による量の見込み

区分	単位	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	人	854	1,302	1,280	1,276	1,272	1,243
1年	〃	335	339	322	340	332	317
2年	〃	288	362	355	338	358	345
3年	〃	152	286	280	277	262	276
4年	〃	50	218	230	227	223	211
5年	〃	14	48	45	49	48	46
6年	〃	15	49	48	45	49	48
確保数	ヶ所(人)	28(854)	30	30	31	31	31(1,240)

【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】利用希望による量の見込み

区分	単位	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	人	116	78	77	77	80	79
1年	〃	25	17	20	20	22	16
2年	〃	21	21	20	21	23	23
3年	〃	30	15	15	15	16	17
4年	〃	18	11	8	8	8	12
5年	〃	16	6	8	5	6	5
6年	〃	6	8	6	8	5	6
確保数	ヶ所(人)	6(116)	6	6	6	6	6(120)

[参考]

【中津・三光地域】

区分	単位	H31	R2	R3	R4	R5	R6
調査の推計による 量の見込	人	—	1,424	1,389	1,368	1,350	1,317
低学年	//	—	954	922	902	887	869
高学年	//	—	470	467	466	463	448
家庭状況等による 量の見込	//	—	1,122	1,110	1,099	1,101	1,073
低学年	//	—	731	721	706	709	695
高学年	//	—	391	389	393	392	378

【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】

区分	単位	H31	R2	R3	R4	R5	R6
調査の推計による 量の見込	人	—	74	71	71	68	67
低学年	//	—	46	46	46	47	46
高学年	//	—	28	25	25	21	21
家庭状況等による 量の見込	//	—	47	44	44	47	43
低学年	//	—	27	27	28	33	29
高学年	//	—	20	17	16	14	14

【提供体制または確保策】

市内 20 校区（深水校区は未実施）において、34 支援単位の放課後児童クラブを実施しており、中津地域内に新たに 3 支援単を増設するほか、長期休業期間限定児童クラブの開設等により小学校低学年の待機児童を優先にその解消を図ります。

また、放課後子ども教室や児童館等の取り組みの充実により、主に小学校高学年の放課後の居場所づくりを強化します。



⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

新規参入事業者に対する相談・助言・巡回支援等を行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	事業者	—	—	—	—	—	1
確保数	//	—	—	—	—	—	1

【提供体制または確保策】

複雑・多様化する子育て支援ニーズに対応するため、あらゆる事業者の「子ども・子育て支援制度」への参入が適切に促進されるよう努めます。

(6) 計画の推進にあたっての基本的視点

①人と人とのつながりを深める～小さな親切心でいらん世話をやこう！～

本計画を推進するには、家庭・地域・学校・企業・行政が、次代を担う子どもやその家庭を支援していくことが必要です。それぞれの立場において、小さな親切心を持って関わりを深めようと「いらん世話をやく」ことで地域社会の一体感が醸成され、子どもやその家庭に対する大きなお世話（支援）につながることを期待されます。

②ミニマム・スタンダード

本計画を推進するうえで、行政機関や関係支援機関等による支援の平準化を図る観点から、各機関等におけるミニマム・スタンダード（支援業務にあたっての最低限遵守すること）が明確にされるよう努めます。

③子どもの意見の反映

児童福祉法や子ども・若者育成推進法、子どもの権利条約等の趣旨に沿い、本計画の推進にあたっては、子どもの意見が反映されるよう、その意向聴取や表明機会の提供に努めます。

(7) 計画の周知及び進行管理

本計画の推進にあたっては、各部局の長が参画する「子ども・子育て支援連絡会議」を定期的を開催し、庁内の関係所属が連携して全庁的な「子ども・子育て支援」に取り組むことを明確にするるとともに、その内容は市ホームページ等を通じて、関係機関や関係団体、市民に対して周知を図ります。

また、中津市子ども・子育て会議において、本計画に基づく事業の実施状況や進捗状況、成果について年度ごとに「点検・評価」するほか、計画策定段階に対し「量の見込み」や「確保数」等に大きな差異が生じた場合は、中間年度（令和4年度）を目安として、必要に応じて計画の見直しを実施します。



第4章

テーマごとの具体的な方針等

1.つながる安心>>>1.切れ目・すき間のない顔の見える支援

1-1-1 切れ目・すき間のない多様な子育て支援サービスの充実

少子化・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など地域社会の構造の変化から、妊婦や保護者の不安や負担感が大きくなっており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子ども子育て支援制度に基づく事業の充実を図るほか、多様な子育て支援事業を実施します。

また、子育て支援策のすき間をカバーするため、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業により把握したニーズや社会資源を基に、新たな公的サービスの開発や既存の民間サービスの転換・組合せによる、個々のニーズに対応するきめ細かな子育て支援を展開します。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
<p>【拡充】</p> <p>利用者支援事業</p> <p>※母子保健型</p> <p>地域医療対策課内に保健師、助産師等の専門職を有する子育て世代包括支援センターを設置</p> <p>※基本型</p> <p>子育て支援課内に利用者支援専門員「なかつ子育てパートナー」を配置</p>	<p>子育て世代包括支援センターを総合相談窓口とし、なかつ子育てパートナーとの相互連携の下で、子育てで家庭や妊産婦の困りごと等に合わせ、福祉制度や地域の子育て支援サービス等から必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や支援の紹介を行っています。</p>	<p>母子健康手帳の交付や赤ちゃん訪問を通じて顔の見える関係づくりに努めるとともに、各子育て支援センターの相互連携や個別支援を後方支援することにより、切れ目・すき間のない顔の見える子育て支援を実践します。</p> <p>また、子育てサポートブックの発行や、利便性向上のため子育て支援アプリを活用し、わかりやすく役に立つ情報の提供に努めます。</p>	<p>地域医療対策課</p> <p>子育て支援課</p>
<p>【重点】</p> <p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>子育て支援センターの名前で親しまれており、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。市内8ヶ所で実施しています。</p>	<p>各拠点の相談援助技術の質の向上と相互連携を深め、医療・福祉等各拠点の強みを活かした個別の支援、地域活動の支援、独自のサービスを展開します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>【継続】</p> <p>児童館運営事業</p>	<p>遊びを通じて子どもを健全に育成することを目的とする施設で、子どもの意志で自由に利用することができ、子どもの課題の早期発見や発生予防的な福祉機能も果たしています。</p>	<p>乳幼児から小・中・高生までが安心して集える居場所をめざし、「遊びを通じた様々な学び」の提供を行うとともに、地域交流や他施設との連携により、子どもの健全な育成と子どもや子育て家庭を支える地域づくりに努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>【継続】</p> <p>子育て支援活動の展開を図る取り組み</p>	<p>食育や遊び、自然体験等の活動を通じ、子どもだけでなく親も一緒に成長できるプログラムに取り組んでいるほか、大学教授等専門家による育児相談も行っています。</p>	<p>なかつ・こどもいきいきプレイルームを活動拠点として、大学等と連携して、時流の一步先行く子育て・親育ちの支援に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 子育てサークル支援	母親等の地域住民の積極的な参加による地域組織活動を支援しています。公民館等を拠点に、お互いの親睦と交流を深めながら、子育てについての話し合いや、ボランティア活動等の子どものための活動が行われています。	児童館や子育て支援センターによるサークル相互の連携支援、公民館における家庭教育を協働で推進するほか、地域の子育て環境の充実に有効な活動の費用助成を継続し、自主的な地域組織活動の活性化を図ります。	子育て支援課 社会教育課
【継続】 児童手当	中学生までの児童を養育している人に支給する手当です。	受給者の手続きに係る利便性向上を図るとともに、適正な支給事務に努めます。	子育て支援課
【継続】 おおいた子育て ほっとクーポン	子どもが生まれた家庭に、地域の子育てサービスに使えるクーポン（出生順位×1万円）を交付しています。	子育て世代の経済的負担の軽減や子育て支援策の周知を図るため、利用可能なサービスの充実に努めます。	子育て支援課
【継続】 一時預かり事業	保護者の急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時等に子どもを預かる事業で、幼児教育・保育施設等で実施しています。	更なる利便性の向上と併せて子育て支援センターでの一時預かりを検討するほか、子育て短期支援事業と相互に利用しやすい制度づくりに努めます。	子育て支援課 保育施設運営室
【継続】 子育て短期支援事業	保護者の出張や冠婚葬祭、病気等により、子どもの養育ができない場合に、児童養護施設や乳児院において短期間の宿泊等で子どもを預かります。	本事業の利便性の向上を図るほか、一時預かり事業と相互に利用しやすい制度づくりに努めます。	子育て支援課
【継続】 ファミリー・サポート・ センター事業	子育て中の保護者で子どもの預かり等の援助を希望する人と、援助を行うことを希望する人が相互に助け合う制度です。	援助する人の養成を強化するほか、親しみやすく利用しやすい制度運用に努め、制度周知と利用促進を図ります。	子育て支援課
【継続】 地域を主体とした 子育て支援	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づいて、様々な地域活動が推進されています。	世代間交流や地域の寄合いの場としてのサロン、住民型有償サービスの活動等、地域における子育て支援につながる活動を積極的に推進します。	社会福祉課
【継続】 ホームスタート	未就学児のいる家庭にボランティア（ビジター）が訪問し、傾聴と協働により、アウェイ育児（出身地以外での育児）等に悩む保護者を支援しています。	保健師と連携して制度周知や利用促進を図るほか、ビジターの養成に努めます。	子育て支援課 地域医療対策課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 親子で「ちょっとおでかけ」 が楽しくなる充実した遊び 場	「なかつ・こどもいきいきプレイ ルーム」や「なかつ・わくわくふ れあい広場」等、親子で遊べるス ポットが充実しています。	既存の公園等に磨きをかけ魅力 アップを図るとともに、青の洞門 の自然水族館や耶馬溪ダム、河川 プール等の耶馬溪の自然や八面 山も親子で楽しめるスポットと してPRを強化します。	都市整備課 子育て支援課 観光推進課 耶馬溪観光室 支所地域振興課
【拡充】 交通手段の確保	自家用自動車を利用しない子育て 家庭の交通手段として、コミュニ ティバスの運行やおおいた子育て ほっとクーポンを活用した受診時 等のタクシー利用を推進していま す。	公共交通機関の利用促進を図る ため「マイ時刻表作成サービス」 等の個別対応を図るほか、コミュ ニティバスの利便性向上等、新た な交通手段の導入に向け検討を 進めます。	地域振興・広聴課 子育て支援課
【継続】 病児・病後児保育事業	病気や病後の子ども(小学生以下) を保護者が家庭で養育できない場 合に、専用施設(病児・病後児各 1ヶ所)で預かります。	送迎対応の実施を検討する等、本 事業の充実を図るとともに、感染 症流行期の利用者急増に備え、他 の民間サービスとの連携や「子の 看護休暇」を取得しやすい環境づ くりを推進します。	子育て支援課
【継続】 養育支援訪問事業	赤ちゃん訪問や乳幼児健診の結果 等により、養育支援が特に必要と 認められる家庭を訪問し、養育に 関する指導・助言等を行うこと により、家庭の適切な養育の実施を 確保しています。	保健・医療・福祉の連携に基づき、 主に妊娠期からの継続的な支援 を特に必要とする家庭、子育てに 対して強い不安や孤立感等を抱 える家庭、虐待のおそれやそのリ スクを抱える家庭を訪問し支援 します。	子育て支援課 地域医療対策課
【拡充】 放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない児童 (小学生)が、放課後や長期休業 期間中に小学校の余裕教室や専用 施設等で過ごしています。	国の新・放課後子ども総合プラン に基づいて、放課後児童クラブの 環境整備や放課後子ども教室と 一体的にまたは連携して実施す る等して、小学生の居場所づくりに 努め、長期休業期間に集中する ニーズにも対応します。	子育て支援課 生涯学習推進室 学校教育課

1.つながる安心>>>1.切れ目・すき間のない顔の見える支援

1-1-2 母子保健と児童福祉の連携による顔の見える支援

ニーズ調査において、前回調査と比較して全体的な子育て満足度は向上している。一方で、妊娠期から出産期の満足感・充実感はわずかながら低下しており、妊娠や出産に対するあらゆる不安の緩和や解消を図る支援が必要と考えます。

母子健康手帳の交付や赤ちゃん訪問等、妊娠・出産から子育て期を通して保健師や助産師が関わり、あらゆる相談対応を行う「子育て世代包括支援センター」を中心に、「子ども家庭総合支援拠点」や関係機関との連携による顔の見える子育て支援を実践します。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期の様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ窓口で、保健師や助産師等の専門職が支援しています。	子育て支援課内の子ども家庭総合支援拠点と連携し、顔の見える子育て支援を実践します。	地域医療対策課
【重点】 子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行っています。	地域医療対策課内の子育て世代包括支援センターと連携し、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用した「顔の見える子育て支援」を実践します。	子育て支援課
【継続】 要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見及び要支援家庭への適切な支援を行うため、福祉・教育・保健・医療・警察・人権擁護等の各機関の代表者で構成され、各機関の連携の下に組織的・専門的対応を図っています。	子ども家庭総合支援拠点を調整機関とし、「切れ目のない顔の見える支援」の要として、常に関係機関との情報共有や連携強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。	子育て支援課



1.つながる安心>>>2.子育てと仕事の両立支援

1-2-1 保育事業・放課後児童クラブの充実

本市における保護者の就労率は年々上昇しており、ニーズ調査の結果によれば、特に母親の就労率が8割を越えており、女性の就労機会の拡大や幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への迅速な対応が必要です。

今後、保護者ニーズを的確に把握しながら、保育や放課後児童クラブの需要への適切な対応を図り、延長保育、一時預かり、障がい児保育、休日保育等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供と放課後児童クラブの環境整備、情報提供の充実に努めるとともに、保育士や放課後児童支援員等の各種研修への参加を支援し、保育サービスや放課後児童クラブの質の向上に取り組みます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 保育需要への対応と 保育内容の充実	認可保育所 21 ヶ所、認定こども園 13 ヶ所、地域型保育事業 1 ヶ所で保育を実施しています。	認可保育所や認定こども園において保育需要に応じた児童の受入を行います。また、保育士の各種研修への参加を促進し、保育サービスの質的向上を図ります。	保育施設運営室
【継続】 認可外保育施設への助成	認可外保育施設を利用する児童や職員の健康診断及び調理員の細菌検査費用を助成しています。	県と連携して、認可外保育施設の衛生・安全対策を図ります。	保育施設運営室
【継続】 延長保育事業	認可保育所、認定こども園で延長保育を実施しています。	保護者の就労形態の多様化に対応するため、需要に応じた延長保育の実施に努めます。	保育施設運営室
【継続】 障がい児保育事業	認可保育所、認定こども園で障がい児保育を実施しています。	障がいのある児童の保護者の就労支援のため、障がい児保育を実施する保育所、認定こども園の受入体制の整備に努めます。	保育施設運営室
【継続】 休日保育事業	認可保育所 1 ヶ所で休日保育を実施しています。	保護者の就労形態の多様化に対応するため、需要に応じた休日保育の促進に努めます。	保育施設運営室
【継続】 幼稚園におけるサービスの充実	公立幼稚園において、給食の実施や午後及び長期休業の預かり保育を実施しています。	障がい児の受入体制を整備するほか、公立幼稚園での預かり保育の充実に努めます。	保育施設運営室 学校教育課
【拡充・再】 放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、市内 34 ヶ所の放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を提供しています。	保護者の就労形態の多様化に対応するため、需要に応じた放課後児童クラブの環境整備や運営を支援する等、総合的な小学生の居場所づくりに努めます。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 生涯学習推進室

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【拡充】 放課後児童クラブ アドバイザー巡回事業	村上記念童心館内に放課後児童クラブアドバイザーを1名配置し、各放課後児童クラブの運営支援を行っています。	アドバイザーの巡回等により、遊びを通じた体験活動の充実や作業療法士と連携した特性のある児童の個別支援、安定したクラブ運営に向けた支援に努めます。また、県や放課後児童クラブ連絡協議会と連携して、支援員の処遇改善及び資質向上に努めます。	子育て支援課
【継続】 保育士等奨学金返還 支援事業	市内の民間保育施設等で就労する保育士等の奨学金返還に要する費用の一部を補助（月額5千円×5年間）しています。	保育士等の就職後の経済支援を継続することにより、保育人材の確保・定着及び離職防止を図ります。	保育施設運営室
【拡充】 多子世帯への保護者負担金の助成	幼児教育・保育の無償化と併せて、第2子以降の児童に係る放課後児童クラブ保護者負担金の助成や保育料等の無償化（にこにこ保育支援事業）を実施しています。	希望する子どもの数の実現を後押しするため、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課 学校教育課 保育施設運営室
【新規】 子育てと仕事両立応援事業	育児休業と育児短時間勤務を取得しやすい環境を整備するため、事業主や従業員に対し、大分県が奨励金や応援金を支給しています。	大分県と連携し、事業主に対して本事業の周知を図るほか、本事業の補完として市独自の「子の看護休暇取得」を促進する事業を実施し、父母ともに子育てと仕事が両立できるよう支援します。	子育て支援課



1.つながる安心>>>2.子育てと仕事の両立支援

1-2-2 ワークライフバランスと男女共同参画の推進

ニーズ調査によると、「仕事の時間と家庭の時間」については、7割以上の保護者がバランスよく両立することを望んでいますが、現実には5割以上の母親が育児を優先し、8割以上の父親が仕事を優先している実態があります。

保護者が仕事を続けながら安心して出産・子育てができるよう、育児・介護休業法の周知及び多様な就業形態の導入等、雇用環境の整備について、企業の子育て支援に対する意識啓発や情報提供、雇用に関する相談の充実に努めます。

また、ワークライフバランスの実現には、「女性が働くことに対する協力・理解が必要」と考えている人が最も多く、男女共同参画に関する意識啓発の強化と併せて、祖父母等との同居や近居を進め、家族・親族ぐるみで子育てできる環境づくりに努めます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 「第2次ともに生き生き プランなかつ」の推進	男女共同参画社会の実現をめざして、市が住民の意識調査を踏まえ策定した行動計画です。	男女共同参画の意識が進み、男女ともに仕事と生活の調和がとれるよう、意識改革や生活の安定、女性の活躍の推進を図ります。特に、長時間労働の抑制等の推進、多様で柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児への参画を促進します。	人権・同和対策課
【重点】 男女共同参画週間の 取り組み	男女共同参画社会の実現に向けた標語コンクールや記念講演会、街頭キャンペーンを開催しています。	「ならんで一緒に」をモットーに、男女共同参画社会の実現に向け、講演会や料理教室等の取り組みを推進します。	人権・同和対策課
【継続】 ファミリー向け 料理教室の開催	「料理は女性が行うもの」という固定観念を払拭するため、ファミリー向け料理教室を各地域の公民館等で開催しています。	男女共同参画社会の実現をめざした取り組みの一環として、「お父さんやおじいちゃん」等の男性も家族ぐるみで参加できるよう、内容の充実に努めます。	人権・同和対策課
【拡充】 男性の家事・ 育児参画の推進	各子育て支援センターで、父親の育児参加を促進する取り組みが行なわれています。	子育て支援センターが開催する父親向けの子育て教室やプレパパ教室等のPRを強化し、父親の育児参加を促進します。	子育て支援課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 父子健康手帳の配布・ ママパパクラスの開催	母子健康手帳交付時に希望者に父子健康手帳を配布しています。また、初めての出産を迎える夫婦を対象とした講習会や交流会を開催しています。	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及に努め、家族で協力して次世代を担う子どもを育てる意識の啓発を図ります。	地域医療対策課
【拡充】 イクボス・イクメンの推進	子育て世代にとって働きやすい環境を作る「イクボス」や、子育てに積極的に関与する男性「イクメン」を県と協働で推進しています。	おおいた子育て応援スクラム事業の一環として、「イクボス養成セミナー」や「男性の子育て推進講座」を県や近隣市と協働で開催するほか、個別の出前講座も検討します。	商工振興課 子育て支援課
【拡充】 女性の起業支援	女性起業家応援プログラム（なかつアーチ）を実施しています。	ワークショップ等を通じて女性起業家同士の交流を深めると同時に、起業を支援する商工団体や金融機関と連携し、女性の様々な分野での活躍を支援します。	商工振興課
【拡充】 新たな働き方の支援	大分県と協働で、在宅ワークに関心がある女性を対象に、在宅ワークの基礎知識、心構えや事例をわかりやすく学ぶセミナーを開催しています。	「自宅です仕事をする」という新たな働き方を提案する等、子育てとの両立を可能にする女性のあらゆる働き方を支援します。	商工振興課
【継続】 リフォーム支援事業	子育て世帯の住環境の向上を図るため、子育て世帯、三世帯同居世帯が行う住宅改修工事費用の一部を補助しています。	実家をリフォームする等して、三世帯同居や祖父母等と近居できるよう、事業の利用促進を図ります。	子育て支援課
【継続】 Uターン住宅改修補助	移住・定住支援の一環として、中津市内にUターンする人の実家等の住宅改修費用を補助しています。	市内全域へのUターンによる移住・定住促進を図ります。	地域振興・広聴課
【新規】 おおいた子育て応援団 「しごと子育て サポート企業」の普及	仕事と育児の両立や男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を大分県が認証しています。	市内の企業13社が認証されており、大分県と協力して認証企業の増加に努めます。	商工振興課 子育て支援課

1.つながる安心>>>3.安全・安心な環境づくり

1-3-1 小児医療の充実

中津市民病院は、周辺医師会と協力して、地域の医療機関（かかりつけ医）との横のつながりを意識しながら連携し、真に医療を必要とする人にスムーズに医療が提供できるよう努めています。

小児科では、子どもの病気全般を診療し、夜間は看護師による小児救急電話相談が対応し、緊急入院が必要な場合は中津市民病院で対応しています。

また、産婦人科は、小児科や小児外科と連携し、妊娠中から出産後まで、母親と子どもそれぞれに必要な医療とサポートを切れ目なく提供できる、お産と子どもの病気で困らない体制を整えており、健康な妊婦からハイリスク妊婦も受け入れ、新生児集中治療室も併用した周産期医療を実施しています。

小児救急センターは、夜間・休日に急病となった子どもを診療する医療機関です。周辺医師会や各大学、近隣病院の協力により運営しています。場所は中津市民病院に隣接しています。

このように、すべての子どもや妊産婦が安心して適切に医療が受けられるよう、医療体制の維持や子ども医療費助成制度の充実に努めます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 小児医療の維持と充実	医師会や歯科医師会の協力の下、休日当番医の取り組みや市民病院の医師確保等を行い、小児医療を含む地域医療の維持・充実に努めています。	医師会、歯科医師会との連携を強化し、地域における小児医療の維持・充実に努めます。	地域医療対策課 市民病院
【重点】 小児救急医療の充実	周辺医師会や各大学、近隣病院の協力により、小児救急センターの運営を行っています。	市と小児救急センター、医師会が三位一体となって、小児救急医療体制の維持に努めます。	地域医療対策課 小児救急センター
【重点】 予防医療の推進	任意予防接種の助成の充実に努めるほか、予防医療の重要性について、市民参加型の講演会や市報掲載等により啓発しています。	病気にならない「予防」の重要性の啓発を強化するほか、任意予防接種の接種率の向上に努めます。	地域医療対策課 市民病院
【継続】 子ども医療費の助成	中学生以下の子どもの入院・通院医療費を助成しています。	すべての子どもが安心して医療が受けられるよう、医療費助成制度の充実に努めます。	地域医療対策課



1.つながる安心>>>3.安全・安心な環境づくり

1-3-2 子どもの居場所づくり

平成31年4月、市内全域の小学生・中学生・高校生が集える児童館として「村上記念童心館」がオープンしました。これまでも、あらゆる子どもの居場所づくりとして、大型の屋内遊び場「なかつ・こどもいきいきプレイルーム」や大規模な遊具を備えた「なかつ・わくわくふれあい広場」、幼児教育・保育施設や子育て支援センター等の施設の充実を図っていますが、現状では小学生の放課後の居場所づくりが喫緊の課題となっています。

国では、厚生労働省と文部科学省の連携の下、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進することとしています。

本市においても、本プランの趣旨に従い、教育委員会と福祉部局が一体となって教育・福祉施設等の公共スペースの有効活用を検討し、放課後児童クラブの利用定員の拡大や放課後子ども教室等との更なる連携・推進を図り、今後も児童の放課後の居場所づくりに努めます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【拡充・再】 放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後や長期休業期間中に小学校の余裕教室や専用施設等34クラブで過ごしています。	放課後児童クラブの受け皿整備に努めるほか、長期休業期間に集中するニーズにも対応します。	子育て支援課
【拡充】 放課後子ども教室	学校や公民館を活用し、安全・安心な子どもたちの居場所を設け、地域の指導者やボランティアを配置し、放課後や週末に学習支援や体験活動、地域住民との交流活動を行っています。	各小学校区を担当するコーディネーターを中心に、土曜アクティブ教室や小学生チャレンジ教室を開催するとともに、地域住民や放課後児童クラブとの連携を深め活動内容の充実に努めます。	生涯学習推進室 子育て支援課
【新規】 放課後居場所緊急対策事業、小規模多機能・放課後児童支援事業	公民館や福祉施設等に専門スタッフを配置し、児童の入退館の把握や見守りを行うほか、幼児教育・保育施設、地域子育て支援拠点等を活用して、小規模の放課後児童の預かりを実施する事業です。	待機児童のいる小学校区を中心に、社会福祉法人等への協力を呼びかけ、地域に応じた事業展開を図り、待機児童の解消に努めます。	子育て支援課 社会福祉課
【拡充】 小学校独自の放課後の活動	一部の小学校では、全校児童を対象に、放課後の時間を活用して補充学習を行っています。	市内の先進的な取り組みや全国の優良事例を参考に、地域のボランティア等を活用した地域または小学校の特性を活かした放課後の居場所づくりに努めます。	社会教育課 学校教育課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続・再】 児童館運営事業	遊びを通じて子どもを健全に育成することを目的とする施設で、子どもの意志で自由に利用することができ、子どもの課題の早期発見や発生予防的な福祉機能も果たしています。	乳幼児から小・中・高生までが安心して集える居場所をめざし、遊びを通じた様々な学びの機会を提供し、子どもの健全な育成と子どもや子育て家庭を支える地域づくりに努めます。	子育て支援課
【継続】 子どもの居場所づくり事業	子どもたちが安心して過ごすことができる「子ども食堂」等の取り組みを実施する団体に補助金を交付し、その活動を支援しています。	地域の子どもたちが放課後等に食事、学習、団らん等を通して、豊かな人間性や社会性を身に付け、安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりを進めます。	子育て支援課
【継続】 放課後等デイサービス	障がい児通所支援の一環として市内8ヶ所で実施しており、学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休業期間中に利用し、生活能力向上のための訓練等を継続的に行っています。	学校教育と連携して、障がいのある児童の自立促進、放課後等の居場所づくりに努めます。	社会福祉課



1.つながる安心>>>3.安全・安心な環境づくり

1-3-3 安全・安心なまちづくり

子どもを事件・事故の被害から守るため、地域ごとの「自主防犯パトロール隊」や「中津市安心パトロール隊」による見守りや防犯活動、警察や交通安全協会等関係機関・団体との協働による段階的・体系的な交通安全教育の推進により、交通事故や犯罪のない「安全・安心なまちづくり」を進めます。

特に、交通安全教室の開催や自転車の正しい乗り方を指導する等、子どもを交通事故から守ることを重要課題として、警察、学校、幼児教育・保育施設、学校ほか関係民間団体との連携・協力体制を強化するとともに、学校・家庭・地域の協働による地域ぐるみの学校の安全対策にも努めます。

また、子どもたちが安全・安心に思いっきり遊べるよう、公園、児童館、子育て支援センター、学校、幼児教育・保育施設等のあらゆる遊具の安全点検を徹底します。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 自主防犯パトロール隊 への支援	ボランティア隊員による下校児童の見守り、巡回パトロール活動、被害防止啓発活動を行っています。	新たなパトロール隊の設立や車両登録等に関する支援を行い、自主防犯パトロール隊の活動支援を強化します。	生活環境課
【継続】 中津市安心パトロール隊 による見守り活動	安心パトロール車4台で、市内全域をパトロールし「見せる・見える・知らせる」パトロール活動を展開しています。	小学校の通学路のパトロールや登下校児童の見守りを実施するほか、学校、放課後児童クラブ、幼児教育・保育施設周辺の安全パトロールを強化します。	生活環境課 子育て支援課 保育施設運営室 学校教育課
【継続】 各種情報の収集・提供	大分県警察の「まもメール」や中津市の「なかつメール」等を活用して、安全・安心関連情報の収集及び提供を行っています。	保護者に対し「まもメール」や「なかつメール」等の利用を促進するほか、学校、放課後児童クラブ、幼児教育・保育施設とも連携して情報提供に努めます。	生活環境課 防災危機管理課
【継続】 広報・啓発活動の推進	各種ボランティアや関係機関・団体との連携により、広報活動や街頭啓発活動、推進大会等を実施しています。	市民、警察、行政が一体となり交通事故や犯罪のない、子どもや保護者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。	生活環境課
【継続】 交通安全教育の推進	交通安全協会と連携して、学校や幼児教育・保育施設にて交通安全教室を開催しています。	児童の年齢等に応じて、段階的・体系的な交通安全教育を推進します。	生活環境課 保育施設運営室 学校教育課
【継続】 救急法の指導	学校や幼児教育・保育施設、放課後児童クラブの保護者や職員を対象に、乳幼児救急講習会等を実施しています。	市民が正しい応急処置法を身につけられるよう、指導・啓発を更に強化します。	消防署

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
<p>【継続】 通学路や遊具の安全点検</p>	<p>各施設の管理者が、良好な状態が保全されるよう維持管理に努めています。</p>	<p>子どもの事故を未然に防ぐため、通学路や学校、幼児教育・保育施設、公園等の遊具の安全点検を徹底します。</p>	<p>学校教育課 教育総務課 保育施設運営室 子育て支援課 都市整備課 道路課 生活環境課</p>



2.つながる元気>>>1.ひとりひとりの健やかな育ちを支援

2-1-1 妊娠、出産、産後の支援

大分県では、ヘルシースタートおおいた事業推進委員会等が設置され、妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等の各ライフステージで適切な支援が受けられるよう医療や母子保健の体系的な整理、医療・保健・福祉・教育の連携による「地域母子保健・育児支援システム」の構築が進められています。本市においても、連携のツールとして連絡票の作成や関係機関との連携会議等を行い、産婦人科や小児科、中核を担う中津市民病院との連携が図られており、近年では精神科との連携も深まっています。

今後も、全乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、胎児期から2歳になるまでの「最初の1000日」の重要性を念頭に、妊娠期からの一貫した母子保健サービスを充実させるために、関係機関との連携・強化を図りながら、妊娠届出から出産・乳幼児期までのすべての母子についての状況把握に努めます。

また、妊娠から出産・産後まで健やかに過ごし母子の健康が確保されるよう、更に保健・医療・福祉の連携を深め、保健師・助産師・栄養士等専門職による顔の見える健康支援の実施と切れ目のない支援体制の充実を図ります。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点・再】 子育て世代包括支援 センター	妊娠期から子育て期のワンストップ相談窓口として地域医療対策課内に設置しています。 また、子育て支援課内の「なかつ子育てパートナー」とも連携して支援しています。	妊娠期から子育て期の様々なニーズに対し、保健師や助産師等の専門職が総合的に相談支援を提供します。特に、産後うつ等の精神的ケアに心がけ、妊娠・出産・産後を健やかに過ごせるようサポートを強化します。	地域医療対策課 子育て支援課
【継続】 20年をつづる 母子健康手帳の交付	母と子の健康管理について、妊娠中から子どもが20歳になるまで記録できる母子健康手帳を交付しています。	妊娠届出の際に、助産師や保健師等の専門職が母子健康手帳の交付と併せて相談に応じ、顔の見える支援を行います。また、子育て支援アプリを導入する等、若い世代のニーズに即した妊産婦支援に努めます。	地域医療対策課 子育て支援課
【継続・再】 父子健康手帳の配布	母子健康手帳交付時に希望者に父子健康手帳を配布しています。	妊娠・出産・育児に関する知識の普及に努め、家族で協力して子どもを育てる意識の啓発を図ります。	地域医療対策課
【継続】 不妊治療等の支援	国・県とともに不妊治療費等の一部を助成しています。	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもが欲しいという願いが叶う環境づくりに努めます。	地域医療対策課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 妊婦健康診査	妊婦に対し、健康診査受診票を14回分発行しています。	妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」をめざし、健康診査の受診をサポートします。	地域医療対策課
【継続】 妊婦超音波検査受診票の交付	出産時35歳以上の妊婦を対象に超音波検査受診票を交付しています。	妊娠の経過や胎児の発育状況の確認、母体の変化のチェック等により、安心して出産を迎えられるようサポートします。	地域医療対策課
【継続】 新生児聴覚検査受診票の交付	母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を交付しています。	新生児に対し聴覚スクリーニング検査を行うことにより、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。	地域医療対策課
【継続・再】 ママパパクラスの開催	初めての出産を迎える夫婦を対象とした講習会や交流会を開催しています。	妊娠・出産・育児に関する正しい知識を伝えることで、出産や子育てに対する不安の緩和と親としての意識向上を図り、安心して出産を迎えられるようサポートします。	地域医療対策課
【継続】 妊婦・赤ちゃん健康相談、育児電話相談	保健師等が各地区の公民館等を巡回し、身長・体重の測定等と併せて相談に応じるほか、電話による相談にも応じています。	育児やしつけ、健康のこと等、保健師等の専門職に気軽に相談ができるよう、巡回や訪問、電話でサポートします。	地域医療対策課
【拡充・再】 こんにちは赤ちゃん訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる全世帯を訪問しています。	保健師等が訪問して全ての乳児の状況を把握し、育児不安の軽減や産後うつ等の早期発見を図り、顔の見える支援により全ての保護者に安心感が与えられるよう努めます。	地域医療対策課
【継続】 助産・母子保護制度	助産制度は、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、入院費用を援助する制度です。また、母子保護制度は、母子生活支援施設へ入所し、母子の生活安定と自立支援を図る制度です。	困窮する妊産婦に対し、相談支援機関や市民病院が積極的に関与し、どのような状況でも安心して出産できる環境づくりに努めるほか、DVや生活困窮等で支援が必要な母子の保護に努めます。	子育て支援課 社会福祉課 市民病院

2.つながる元気>>>1.ひとりひとりの健やかな育ちを支援

2-1-2 子どもの健やかな成長・発達の支援

乳幼児期は、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じ成長発達の的確な評価を行い、必要に応じて適切な医療や保健指導につなぎ、学齢期においては、学校教育と連携して豊かな心と健やか体の育成に努めます。

また、子どもの心身の状態や発達・発育の偏り、親の育児経験不足等から、子どもの育てにくさを感じる等、支援が必要な家庭に対しては、安心して育児できるよう関係機関と連携して継続的に支援するとともに、子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくりに努めます。

特に、発達障害のある子どもの数が増加傾向にある現状から、子どもの発育・発達に心配のある保護者や子どもへの早期の相談支援を実施するほか、保護者や子どもに関わる機関の関係者の発達障害に対する正しい理解が深まるよう情報発信に努めます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【拡充・再】 こんにちは赤ちゃん訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる全世帯を訪問しています。	保健師等が訪問して全ての乳児の状況を把握します。乳幼児突然死症候群や乳幼児等に起こりやすい事故の啓発にも努めます。	地域医療対策課
【重点】 乳幼児健康診査	三光福祉保健センターにて、乳幼児の診察や健康相談を実施しています。 ※4ヶ月、7ヶ月、1歳6ヶ月 3歳6ヶ月、5歳	乳幼児の病気等の早期発見と早期療育に向け、健診の受診勧奨や保護者の育児不安等へきめ細かな支援を行い、すべての未受診児の状況把握に努めます。	地域医療対策課
【継続】 母子保健推進員の活動支援	母子保健向上のため、各地域の母子保健推進員が、各種母子保健事業の支援を行っています。	母子保健事業の支援等、母子保健推進員の活動強化の一環として、児童館や子育て支援センターと連携し、各地域の子育て世代の支援を図ります。	地域医療対策課
【継続】 赤ちゃん絵本事業	7ヶ月児健診の際に、絵本の読み聞かせを行い赤ちゃんや保護者が絵本を介した心ふれあうひとときを持つことで、親子の絆をはぐくみ、赤ちゃんの健やかな成長を図ります。図書館から職員とボランティアで読み聞かせの大切さを伝え、一人に2冊の絵本をプレゼントしています。	乳幼児期からの読み聞かせは保護者とのつながりを深めるとともに、人間性の育成にも大きな役割を果たすと言われていています。絵本の読み聞かせを通じた親子のふれあいを推進するほか、おはなし会やあかちゃんタイム等の取り組みを並行して行うことで、子育て世代の図書館利用を促進し、図書館ならではの子育て支援に努めます。	地域医療対策課 小幡記念図書館

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 予防接種	予防接種法に定められた接種の種類、月齢、接種間隔に従い市内の医院等にて接種するよう保護者に勧奨しています。	子育て支援アプリの導入や任意予防接種に係る助成制度の充実を図り、予防医療の重要性の啓発に努めます。	地域医療対策課
【継続】 子どもの発達相談会	子どもの発達に関する相談会を2ヶ月に1回実施しています。	子どものことばや運動面、行動面等で気になることについて、保健師等の専門職が相談に応じ、保護者へのきめ細かな支援に努めます。	地域医療対策課
【継続】 乳幼児救急講習会	生後6ヶ月から2歳児の保護者を対象に、救急救命士による講話と応急手当の実技講習を年2回実施しています。	保護者が正しい応急処置法を身につけられるよう、救急救命士による講話と応急手当の実技講習を実施し、家庭における子どもの事故の未然防止を図ります。	地域医療対策課
【継続】 離乳食講習会	栄養士による講話と試食会を実施し、離乳食のすすめ方や作り方の講習を行っています。	成長段階に応じ母乳やミルクだけでは栄養が不足すること、嘔むことであごの発達や歯並びが整うことを啓発し、乳幼児期に食べることの重要性を啓発します。	地域医療対策課
【拡充】 食育の推進	中津市食育推進計画に基づき、「バランスのよい朝ごはんを食べること」や「家族と楽しく食事をする事」等を推進しています。	地域医療対策課に栄養士を配置し、食生活改善推進員と協働で、保護者や子ども等若い世代からの健全な食生活の確立を図ります。	地域医療対策課 林業水産課 農政振興課 保育施設運営室 学校教育課
【継続】 学校給食の充実	市内4ヶ所の給食センター（共同調理場）では、清潔で安全なドライシステム方式で調理し、小中学校及び公立幼稚園の完全給食を実施しています。	学校給食における地産地消を推進し、安全・安心でおいしい魅力ある給食の提供に努めるほか、学校・家庭と連携して給食を通じた食育を推進します。	体育・給食課
【継続・再】 要支援児童・家庭の 早期発見と早期支援	児童相談所と連携し、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、日頃から関係機関相互が顔の見える関係づくりに努め、児童虐待の未然防止や気になる家庭の情報共有、個別支援を実践しています。	子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携を更に強化し、支援の必要な子どもとその家庭及び妊産婦等の早期発見に努め、児童虐待の未然防止や早期支援を図ります。	子育て支援課 地域医療対策課 社会福祉課 学校教育課 市民病院 消防署 生活環境課 人権・同和対策課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 発達・行動に関する相談	発達・発達に心配や障がいがあり、障がい児通所支援を利用していない18歳までの子どもを対象に、医師や保育士が支援しています。	子ども一人一人に応じた「遊び」を通して発達を促進し、その子らしく自己表現でき、社会の中で生活しやすくなるように支援します。	社会福祉課 子育て支援課
【継続】 巡回支援事業・ 保育所等訪問支援事業	幼児教育・保育施設や学校を巡回または必要に応じ訪問し、心理士や作業療法士等の専門スタッフが、児童の処遇等に関して保育士・教職員の支援を行っています。	学校や幼児教育・保育施設のほか、関係機関と顔の見える連携を深め、障がいのある児童の集団生活への適応や、障がいの早期発見・早期対応のための支援に努めます。	社会福祉課 保育施設運営室 学校教育課
【継続】 子どもが文化・芸術と ふれあう機会の創造	中津市歴史博物館、新中津市学校、木村記念美術館のイベント等において芸術文化にふれる機会を提供するほか、図書館では第2次中津市子ども読書活動推進実施計画に基づいた各種取り組みを展開しています。	文化芸術活動の場が提供できる文化施設の整備・充実に努めるほか、放課後児童クラブや子育て支援センター、幼児教育・保育施設への図書や読書の団体貸出、学校図書館や読み聞かせボランティアグループとの連携により、子どもの読書活動の充実を図るとともに計画の推進を図ります。	小幡記念図書館 社会教育課 文化財室
【継続】 スポーツの振興	幼少期から学齢期にかけて、スポーツに親しみ、生涯にわたり健康で明るい生活が送れるよう、中津市スポーツ推進基本計画に基づきスポーツの振興に取り組んでいます。	ニーズに応えるスポーツ施設の整備や身近な学校施設の多目的利用を図るほか、スポーツ協会やスポーツ推進委員、スポーツ少年団等と連携した指導者育成やイベントの開催、部活動やクラブ活動の支援により、子どもが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。	体育・給食課 学校教育課



2.つながる元気>>>1.ひとりひとりの健やかな育ちを支援

2-1-3 母と子の健康づくりの支援

子ども及び妊産婦に対して、生涯にわたる健康づくりの基本となる「歯及び口腔の健康保持」や「食」の大切さを啓発します。また、子どもについては、学校保健等、妊産婦については医療機関と連携して、適正な食生活や体重管理の重要性についても広めていきます。

児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、たばこ・アルコール・薬物、性の正しい知識を教育機関と連携して普及します。

また、実施にあたっては、保護者や教育機関、医療関係者と連携して相談支援体制を構築します。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点・再】 子育て世代包括支援 センター	妊娠期から子育て期のワンストップ相談窓口として地域医療対策課内に設置しています。	妊娠期から子育て期の様々なニーズに対し、保健師や助産師等の専門職が総合的に相談支援を提供し、妊娠・出産・産後を健やかに過ごせるようサポートを強化します。	地域医療対策課
【継続・再】 20年をつづる 母子健康手帳の交付	母と子の健康管理について、妊娠中から子どもが20歳になるまで記録できる母子健康手帳を交付しています。	妊娠届出の際に、助産師や保健師等の専門職が母子健康手帳の交付と併せて相談に応じ、顔の見える支援を行います。	地域医療対策課
【継続・再】 妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦に対し、健康診査受診票を14回分発行しています。	妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」をめざし、健康診査の受診をサポートします。	地域医療対策課
【継続・再】 妊婦超音波検査受診票 の交付	出産時35歳以上の妊婦を対象に超音波検査受診票を交付しています。	妊娠の経過や胎児の発育状況の確認、母体の変化のチェック等により、安心して出産を迎えられるようサポートします。	地域医療対策課
【継続・再】 新生児聴覚検査受診票 の交付	母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を交付しています。	新生児に対し聴覚スクリーニング検査を行うことにより、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。	地域医療対策課
【継続】 乳幼児むし歯予防教室	生後6ヶ月から2歳児の保護者を対象に、歯科医による講話を年2回実施しています。	歯科医による講話を通じ、保護者に口腔ケアの重要性を啓発し、子どものむし歯予防を推進します。	地域医療対策課
【継続】 幼児フッ化物塗布	歯科医院に委託し、乳幼児にフッ化物の塗布を実施しています。	保護者にフッ化物の有効性を啓発し、子どものむし歯予防の取り組みを強化します。	地域医療対策課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 学童フッ化物洗口事業	小学校において1～6年生を対象にフッ化物の洗口を実施しています。	歯が生えかわる時期からフッ化物洗口を定期的に行うことで、むし歯予防の高い効果が期待できることを児童・保護者に啓発します。	学校教育課
【拡充・再】 食育の推進	中津市食育推進計画に基づき、「バランスのよい朝ごはんを食べること」や「家族と楽しく食事をする事」等を推進しています。	地域医療対策課に栄養士を配置し、食生活改善推進員と協働で、保護者や子ども等若い世代からの健全な食生活の確立を図ります。	地域医療対策課 林業水産課 農政振興課 保育施設運営室 学校教育課
【継続】 幼児教育・保育施設、学校における食育・卓育の推進	中津市食育推進計画に基づき、関係機関や地域等と相互連携により、年代に応じた食育を推進しています。	小中学校の栄養教諭、地域医療対策課や保育施設運営室に配置した栄養士が連携し、学校や幼児教育・保育施設における食育を推進します。	学校教育課 保育施設運営室 地域医療対策課
【継続・再】 学校給食の充実	市内4ヶ所の給食センター（共同調理場）では、清潔で安全なドライシステム方式で調理し、小中学校及び公立幼稚園の完全給食を実施しています。	学校給食における地産地消を推進し、安全・安心でおいしい魅力ある給食の提供に努めるほか、学校・家庭と連携して給食を通じた食育を推進します。	体育・給食課
【継続】 学校における健康教育	学校の養護教諭や保健所と連携し、児童・生徒に対し健康教育を実施しています。	喫煙・飲酒・薬物乱用の防止、性の正しい知識の普及に努めます。	学校教育課
【継続】 妊娠・出産・育児関連図書及び環境の充実	図書館に「マタニティーコーナー」を設置し、各種専門書や司書によるおすすめ本などを揃え妊娠・出産から育児に関連する情報を幅広く提供しています。	図書館で気兼ねなく妊婦さんや赤ちゃん連れの人に、ゆっくりくつろいでもらいながら妊娠・出産から育児に関する図書を利用できる空間を提供し、図書館ならではの子育て支援に努めます。	小幡記念図書館



2.つながる元気>>>2.健やかな成長を支える学びの提供

2-2-1 幼児教育・保育の充実

本市独自の乳幼児の保育・教育の考え方を示す中津市乳幼児教育振興プログラム「あそびのすすめ」に基づき、市内のどこに住んでいても、小学校就学前の子どもに対して豊かな教育の機会が保障されるよう、また、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる乳幼児期に「あそび」を中心とした体験活動を通じた幼児教育・保育の充実に努めます。

また、地域や各施設の強みが活かされた特色ある保育・教育の導入を支援するほか、保・幼・小の連携、小学校教育との円滑な接続、支援を必要とする子どもへの早期支援等の充実を図ります。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 特色ある幼児教育・ 保育の推進	各施設ごとに外国語や音楽・体育等、それぞれの強みを活かした特色ある保育・教育を実践しています。	交流会や研修会の開催を通じ、各施設ごとの特色を活かした保育・教育を推進するほか、各施設が生活や遊びを通して育まれる子どもの姿を共有し、「あそび」の重要性の理解を深める取り組みを進めます。	保育施設運営室 学校教育課
【継続】 アプローチカリキュラム、 スタートカリキュラムの作成	保幼小連携協議会や保幼小連携に係る研修会を開催する他、各種カリキュラムの作成により幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続及び幼児教育と保育相互の接続を図っています。	乳幼児教育振興プログラム「あそびのすすめ」に基づいて、保育・教育の連携・接続の強化並びに保育士・幼稚園教諭の資質及び専門性の向上を図ります。	学校教育課 保育施設運営室 子育て支援課
【継続】 保育コーディネーター の活用	市内25施設で、特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者が保育コーディネーターとして活動しています。	子ども家庭総合支援拠点と保育コーディネーターの連携を促進するほか、全施設に保育コーディネーターが配置されるよう、県と連携して保育コーディネーターの養成に努めます。	保育施設運営室 子育て支援課
【継続・再】 保育士等奨学金返還 支援事業	市内の民間保育施設等で就労する保育士等の奨学金返還に要する費用の一部を補助（月額5千円×5年間）しています。	保育士等の就職後の経済支援を継続することにより、保育人材の確保・定着及び離職防止を図ります。	保育施設運営室

2.つながる元気>>>2.健やかな成長を支える学びの提供

2-2-2 学校教育の充実

第2期中津市教育振興基本計画に基本理念「まなびたい教育のまちづくり」をかかげ、教育に関する様々な施策を総合的・体系的に実施しています。

子どもたちが、自立して社会で活躍できる力を身につけ、主体的に自分の人生を切り拓いていけるように、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）のバランスのとれた「生きる力」の育成をめざします。

また、学校・家庭・地域が、それぞれの教育力向上と連携・協働により、子どもたちの健やかな成長を育むとともに、地域ボランティアや関係機関を含む地域ぐるみの安全対策にも努めます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【拡充】 授業改善による学力向上	全国学力調査によると、小学校は全国平均・県平均より上回っていますが、中学校は全国・県平均よりも下回っている状況です。	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、生徒指導の3機能「自己決定、自己存在感、共感的人間関係」を意識した授業づくりに取り組みます。	学校教育課
【拡充】 いじめ・不登校未然防止の強化	学校現場で、早期発見・早期対応を徹底し、学校問題解決チームの実働化、授業改善を図っています。	いじめ問題対策連絡協議会、適応指導教室、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと積極的な連携を図り、深刻な事案に対しても早急に対応できる体制を整え、ともに生き、ともに学ぶ学校教育を通じて、いじめ・不登校の未然防止に努めます。	学校教育課
【重点】 郷土愛のある グローバル人材の育成	グローバル化する社会においては、郷土への愛着や誇りを基盤とし、他者への理解や英語でのコミュニケーション能力が求められていることから、児童・生徒の郷土愛を育むとともに産業教育や国際理解教育を推進しています。	中津市歴史博物館を活かしたまちなみ探検等による郷土愛の育成、外国語指導助手(ALT・NET)等を効果的に活用した指導、小学生を対象とした英語わくわく広場、中学生を対象とした学びのススメ英検塾、英会話塾や短期留学制度(ジュニア・グローバル・リーダー研修)を実施します。	学校教育課 社会教育課 文化財室 総合政策課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 産業教育の推進	地元企業や関係団体の協力の下、職場訪問や職場体験、社会人講話等を実施しているほか、職人フェスティバル等の体験の場を活用し、勤労観・職業観を育成しています。	市内の高等学校や短期大学、企業や関係団体等との連携を深め、児童・生徒が将来の夢や希望を抱き、豊かな自己実現を図るためのキャリア教育を推進します。	学校教育課 生涯学習推進室
【重点】 豊かな心の育成	豊かな心と人権感覚を養うため、すべての教育活動の中に道徳教育と人権教育の視点を位置付けています。	「考え議論する道徳」の授業を目指し、体験や問題解決を通じて実感が伴った学びを保障します。	学校教育課
【重点】 健やかな体の育成	「全国体力・運動能力調査」は小・中学校ともに全国平均を上回り体力は向上していますが、運動の習慣化については二極化が見られます。	運動の楽しさや喜びを実感できる授業や体験活動、家庭と連携した望ましい生活習慣を育てるための健康教育を推進します。	学校教育課



2.つながる元気>>>2.健やかな成長を支える学びの提供

2-2-3 家庭や地域の教育力の向上

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点ですが、一方で地域とのつながりの希薄化や、保護者が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少等、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。

本市では、すべての保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、中津市協育振興プランに基づいて、学校、家庭、地域社会が協働で子どもを見守り、育むための「協育ネットワーク」の充実を図り、「ほめあうまち」や「なかつスクスクプロジェクト」等の様々な取り組みを展開します。

さらに、新中津市学校、まなびん館、公民館等において、中津の未来を担う人材や地域で活躍する人材を育成し、地域コミュニティを活性化するため、市民が集い、学び、交流できる拠点としての機能の拡大を図ります。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 家庭教育の推進	地域ごとに子育て支援センターや子育てサークル等と連携して、家庭教育学級を開催しています。また、図書館ではボランティアと協働して「おはなし会」や「あかちゃんタイム」、「赤ちゃんおはなし会」を実施し乳幼児期からの絵本に触れる機会を提供しています。	家庭教育学級やPTA活動等において、保護者同士が学習したいことを自ら企画し、計画的・継続的に活動できるよう支援します。また、児童館や子育て支援センターと連携して読み聞かせや読書の大切さを保護者へ伝えられるよう、図書館で活動を行う読み聞かせボランティアグループや公民館等を拠点とする子育てサークルの活動を支援します。	社会教育課 子育て支援課 小幡記念図書館 学校教育課
【拡充】 ふるさと教育の推進	地域と学校が連携を強化し、校区の歴史や自然を学ぶ体験を重視した学習の機会を提供しています。	新中津市学校や中津市歴史博物館を活用する等、子どもたちが、故郷に愛着と誇りを持ち続けることができるよう、「ふるさと教育」を様々な対象、手法により推進するとともに、それを支援することができる大人の学習の場づくりの充実に努めます。	学校教育課 社会教育課 生涯学習推進室
【継続】 地域協育振興プラン 推進事業	各校区に校区ネットワーク会議を設け、地域の特色を活かした地域協育振興プランを推進しています。	校区ネットワーク会議の運営と学校支援活動、放課後支援活動、地域づくり活動を推進します。	社会教育課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 「ほめあうまち」の推進	学校・家庭・地域が一体となり、お互いにほめあうことを通して、人にやさしいコミュニティを創造しています。	自分のよさとともに他人のよさを認めることができる子どもの育成と人権意識が高い地域住民の育成を図ります。	生涯学習推進室 社会教育課
【継続】 青少年事業の充実	公民館等での親子ふれあい創作活動をはじめ、通学合宿やネイチャーキャンプ等を実施しています。	地域等の協力の下、ふるさと中津の良さを知る活動、日本の伝統文化に親しむ活動、自然科学や環境問題に興味関心を持つ活動、親子や三世代での交流活動を推進します。	生涯学習推進室
【継続】 地域組織の活動支援	PTA、子ども会、青少年健全育成会、更生保護女性会、民生児童委員協議会等の組織が、各地域で活動しています。	教育委員会主催の青少年事業や公民館活動での協働を含め地域における活動を支援するほか、地域全体で子どもの成長と子育て家庭を応援する取り組みを推奨します。	生活環境課 学校教育課 生涯学習推進室 社会福祉課
【新規】 あそびのすすめ推進事業	桜っ子広場において、毎月第3土曜日を「外遊びの日」として設定し、なかつプレーパークの利用を薦め、野外活動を通じた体験を実施しています。	村上記念童心館等にプレイリーダーの配置を検討し、各地域に出向いた取り組みを進めます。また、(仮称)あそびの伝道者を養成し、子育て中の保護者や子どもに野外や室内での「遊びを通じた学び」の機会の提供に努めます。	子育て支援課 生涯学習推進室



2.つながる元気>>>3.配慮の必要な子ども・家庭のサポート

2-3-1 社会的養育の確立

平成 28 年の児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を優先することを念頭に、子どもが家庭において健やかに育成されるよう、保護者を支援するため在宅家庭への支援を強化する等、地域活動と連携して子育て支援を展開します。特に、児童虐待をはじめとする要支援家庭等の早期発見と適切な対応を図るため、子ども家庭支援総合拠点を中心に、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し関係機関と情報共有や顔の見える連携に努め、児童虐待の未然防止や子どもの貧困対策、ひきこもり等の子ども・若者育成支援対策を強化します。

また、中津児童相談所との役割分担により、要支援家庭等の在宅支援を強化するため、児童養護施設や児童家庭支援センター、産科等と連携したレスパイトケアや産後ケアの充実を図ります。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点・再】 要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見及び要支援家庭への適切な支援を行うため、福祉・教育・保健・医療・警察・人権擁護等の各機関の代表者で構成され、各機関の連携の下に組織的・専門的対応を図っています。	子ども家庭総合支援拠点を調整機関とし、「切れ目のない顔の見える支援」の要として、常に関係機関との情報共有や連携強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。	子育て支援課
【重点・再】 子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行っています。	心理士の配置により、効果的な支援を図るほか、附帯事業としてレスパイトケアや産後ケアを実施します。	子育て支援課
【重点・再】 子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期の様々なニーズに対して、保健師や助産師等の専門職が支援しています。	子ども家庭総合支援拠点と連携し、顔の見える子育て支援を実践します。	地域医療対策課
【重点】 中津方式の社会的養育に関わる対応・人材育成システム	スペシャルケア研究会、母子保健事業研究会、家族支援に関する合同研修会等の官民が一体となった取り組みにより、社会的養育に関わる支援者が相互に連携・研鑽を深め、要支援家庭等の早期発見・早期支援に努めています。	「子育て地域は大きな家族」をモットーに、要保護児童対策地域協議会等の枠組みと、子どもを想う支援者のつながり「顔の見える関係」づくりの維持・発展に努めます。	子育て支援課 地域医療対策課 学校教育課 市民病院

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 児童養護施設との連携	入所児童の学習支援や生活支援、退所後の自立支援や施設と地域の交流支援を行っています。	入所児童の自立支援等について連携を深めるほか、子育て短期支援事業をはじめ、放課後児童クラブや子育て支援センター等、地域の子育て支援を相互に協力し実施します。	子育て支援課 学校教育課
【拡充】 児童家庭支援センターとの連携	ポピュレーションアプローチの機会の一端として、子育て支援センター及び子育て短期支援事業、子育て応援教室を委託し実施しています。	一時保護・親子関係再構築等の児童相談所に係る事業の中核を担う児童家庭支援センターと連携を強化し、要支援家庭等の在宅支援を行います。	子育て支援課
【継続】 児童養護施設入所者等の退所後の自立支援 ※市要保護児童自立支援事業は、自動車運転免許取得費用、就学費用を定額補助	児童養護施設と連携し、国の「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金」の活用を促し、自立支援を図っています。	中津市要保護児童自立支援事業の継続により、市独自の就業・就学支援の体制を維持します。	子育て支援課
【継続】 里親の推進	大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、里親制度説明会を開催しています。	ホームページや市報により制度や説明会の開催を周知するほか、ファミサポやホームスタート等の協力者に直接アプローチし、里親制度の推進を図ります。	子育て支援課
【継続・再】 子育て短期支援事業	保護者の出張や冠婚葬祭、病気等により、子どもの養育ができない場合に、児童養護施設等において短期間の宿泊等で子どもを預かります。	在宅の要支援家庭等の支援にあたり、緊急時や長期間の対応に備え、児童相談所や児童養護施設と連携・情報共有を強化します。	子育て支援課
【継続】 子育て応援教室	児童家庭支援センターと連携して、CSPの手法を用いた子育て応援教室を開催しています。	子育て支援センターにおいて父親や夫婦を対象とした講座の開催を計画するほか、家庭教育学級での取り組みも支援します。	子育て支援課 生涯学習推進室

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続・再】 子どもの居場所づくり事業	子どもたちが安心して過ごすことができる「子ども食堂」等の取り組みを実施する団体に補助金を交付し、その活動を支援しています。	地域の子どもたちが放課後等に食事、学習、団らん等を通して、豊かな人間性や社会性を身に付け、安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりを進め、課題を抱える家庭の保護者や子どもの発見・支援につなげるよう努めます。	子育て支援課
【拡充】 スクールソーシャルワーカーの活用	教育委員会にスクールソーシャルワーカーを複数配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。	学校の教職員や他の支援機関と連携して、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけ包括的な支援を行うほか、学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。	学校教育課
【拡充・再】 保育コーディネーターの活用	特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携して、適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者です。	保育コーディネーターの相談技術向上による家庭支援、問題解決に向けた園内のコーディネート、園内だけでは解決できないケースの専門機関との連携を支援します。	子育て支援課 保育施設運営室
【継続】 子ども・若者育成支援施策	ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者は、貧困・虐待・いじめ・不登校等の問題が相互に影響しあい、複合性・複雑性を有しています。	すべての子ども・若者の健やかな育成を目的に、関係課、関係機関、NPO等と連携して、ひきこもり等の問題を抱える子ども・若者やその家族を支援します。	社会福祉課
【継続】 生活困窮者 自立相談支援窓口	社会福祉協議会に窓口を設置し、生活困窮者に対する支援や適切に生活保護制度につなげる対応を図っています。	単純な経済困窮のみならず、多重債務やうつ病、対人不安、地域とのつながり等多様な原因が重層的に絡み合っており、それぞれの相談者に寄り添い、可能な限り早期に、包括的で個別的な支援を行います。	社会福祉課

2.つながる元気>>>3.配慮の必要な子ども・家庭のサポート

2-3-2 障がい児福祉等の充実

子ども・子育て支援法に基づく保育・教育等の利用状況を踏まえ、中津市障がい者基本計画（第3期）及び中津市障がい福祉計画（第5期）兼中津市障がい児福祉計画（第1期）に基づいて、障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がいのある保護者の子育て支援を図ります。

また、発達障害のある子どもの数が増加傾向にある現状から、子どもの発育・発達に心配のある保護者や子どもへの早期の相談支援を実施するほか、保護者や子どもに関わる機関の関係者の発達障害に対する正しい理解が深まるよう情報発信に努めます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 障がい児通所支援	児童発達支援4ヶ所、医療型児童発達支援1ヶ所、放課後等デイサービス8ヶ所、保育所等訪問支援1ヶ所で通所支援を実施しています。	障がい児の利用ニーズ等を考慮し、円滑な利用の促進を図ります。	社会福祉課
【継続】 障がい児相談支援	障がいのある児童の適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児支援利用計画の作成や、利用中のサービスのモニタリング等を行っています。	障がいの疑いがある段階から、障がい児本人や家族に継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的な役割を担うため、支援体制の構築を図ります。	社会福祉課 子育て支援課 地域医療対策課 学校教育課
【継続】 障がい児への支援機器の支給や医療の給付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がいのある児童の日常生活を支援するため、補装具や日常生活用具を支給、育成医療の給付を行っています。	障がいのある児童の自立支援のため、引き続き個別ケースに柔軟かつきめ細かな対応に努め、適正な給付事務を行います。	社会福祉課
【継続】 障がい児余暇活動支援 てくてく	障がいのある児童が余暇を充実して過ごすための活動の場を、社会福祉協議会が提供しています。	軽スポーツやレクリエーション等、障がいのある児童が楽しく体を動かすことができるよう、内容の充実に努めます。	社会福祉課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 訪問系・日中活動系 サービス	居宅介護 10ヶ所、短期入所 4ヶ所、日中一時支援 2ヶ所、移動支援 5ヶ所、行動援護 2ヶ所で居宅訪問や日中活動等の支援を実施しています。	各事業所と連携し、障がい児の利用ニーズ等を考慮しながら円滑な利用の促進を図ります。	社会福祉課
【継続】 地域活動支援センター	障がいのある児童等に創作活動や交流の場を提供し、相談支援も行っています。	利用児童等がくつろぎ、自由に過ごせる場所づくりに努めます。	社会福祉課
【継続】 障がいのある児童の保育・教育の支援	幼児教育・保育施設や放課後児童クラブにおいて、職員の加配等により、障がいのある児童の受入を支援しています。	県と連携した保育コーディネーター養成や障がい児支援に係る研修参加の促進、早期からの教育相談や就学相談を行い、個別の保育・教育の支援を図ります。	子育て支援課 保育施設運営室 学校教育課
【継続】 障がいのある保護者の支援	中津市障がい者基本計画(第3期)に基づいて、障害福祉の充実に努めています。	障害福祉サービスと子育て支援サービスを効果的に組み合わせる等、関係支援機関が相互に連携し、寄り添いの個別支援や家族支援を図ります。	社会福祉課 子育て支援課
【継続】 特別児童扶養手当・障害児福祉手当	心身に障がいのある児童や保護者の精神的・物質的負担の軽減と福祉の増進を図るため、手当を支給しています。	受給者の手続きに係る利便性向上を図るとともに、適正な支給事務に努めます。	社会福祉課
【継続・再】 発達・行動に関する相談	発育・発達に心配や障がいがあり、障がい児通所支援を利用していない 18歳までの子どもを対象に、医師や保育士が支援しています。	子ども一人一人に応じた「遊び」を通して発達を促進し、その子らしく自己表現でき、社会の中で生活しやすくなるように支援します。	社会福祉課 子育て支援課
【継続】 在宅重度障害者(児) 住宅改造助成事業	在宅の心身に重度の障がいがある人が、住宅設備を改造する場合に、60万円を限度にその費用の一部(※)を助成します。※生活保護世帯 10/10、その他世帯 2/3	在宅の障がいがある児童の日常生活の利便性向上を図るため、本事業が有効活用されるよう制度の周知に努めます。	社会福祉課
【重点】 中津市自立支援協議会こども部会	障がい福祉や保健、保育、教育等に関わる福祉事業所や行政機関等で構成されています。	障がいのある子どもやその家族に対して、乳幼児期から学校を卒業するまで、一環した効果的な支援を身近な場所で提供する体制づくりを目標に活動します。	社会福祉課 子育て支援課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
<p>【重点】 特別支援教育の拡充</p>	<p>就学支援委員会において、教育上で特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別支援学級や通級指導教室を設置して支援や指導を実施しています。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターや教育補助員の配置により、児童・生徒等の学校生活や学習指導等の支援や補助、保護者の相談支援等により、将来社会生活に必要な力を育てる指導や支援を実施します。</p>	<p>学校教育課</p>



2.つながる元気>>>3.配慮の必要な子ども・家庭のサポート

2-3-3 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭の保護者は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことから、生活や健康面、子育てや就労等様々な悩みを抱えています。また、ひとり親になった理由も、離婚、配偶者の死亡、DV、未婚による出産等様々であり、それぞれ異なった事情を抱えています。また、国の調査結果では、子どもの6～7人に1人が貧困の状況にあることから、子どもの貧困対策が求められる中で、とりわけ、ひとり親家庭の半数が貧困の状況にあり、ひとり親家庭への支援の必要性がますます高まっています。

他方で、貧困家庭の約7割は両親のいる家庭であり、保護者や家庭への支援と同時に支援の必要なすべての子どもへの支援を念頭に、「大分県ひとり親家庭等自立促進計画第3次計画」や「大分県子どもの貧困対策推進計画」に基づいた県の取り組みと連動して、相談体制と情報提供の充実、子育て・生活支援策の充実、就業支援の充実、養育費確保と面会交流支援、経済的支援の充実に取り組みます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 母子父子自立支援員	子育て支援課内に母子父子自立支援員を1名配置し、住居や生活、就労、教育、DV等の関係機関と連携して支援しています。	母子父子自立支援員をひとり親家庭等のワンストップ相談窓口と位置付け、総合的かつ計画的な支援を行います。	子育て支援課
【継続】 ひとり親家庭 サポートブック	ひとり親家庭等への支援策を盛り込んだひとり親家庭サポートブックを作成し、対象世帯に配布しています。	サポートブックで様々な制度やサービスを紹介し、ニーズに応じたきめ細かな情報を提供します。また、ハローワークや社会福祉協議会と連携し、相互に最新情報の提供に努めます。	子育て支援課
【継続】 あらゆる機会を捉えた支援	ホームページや市報による広報のほか、児童扶養手当現況届の面談機会を利用して、制度や施策を周知しています。	母子父子自立支援員等による相談対応時には、相談しやすい関係を築き、自立につながる支援に努めます。	子育て支援課
【継続】 児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を援助し、児童の福祉増進を図るため、児童扶養手当を支給しています。	受給者の手続きに係る利便性向上と現況届時等の相談の機会の提供を図るとともに、適正な支給事務に努めます。	子育て支援課
【継続】 ひとり親家庭 医療費助成事業	ひとり親家庭の保護者と児童の医療費を助成しています。	医療費助成の手続きに係る利便性向上と適正な助成事務に努めます。	子育て支援課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭等の子どもの修学のための資金、保護者等の資格取得のための資金等、各種資金の貸付を行う制度です。	ひとり親家庭等の生活支援や子どもの福祉増進を図るため、貸付に係る相談機会の提供と手続きの利便性向上を図ります。	子育て支援課
【継続】 母子家庭等自立支援給付金	ひとり親家庭等の就労支援の一環で、保護者が就職に有利な資格や技能を取得する場合、生活に必要な費用や受講に係る費用を支給しています。	ひとり親家庭等の生活支援や子どもの福祉増進を図るため、給付に係る相談機会の提供と手続きの利便性向上を図ります。	子育て支援課
【継続】 ひとり親家庭への就労支援	児童扶養手当の現況届受付期間中に中津市役所内にハローワーク中津の特設窓口を設置する等、児童扶養手当受給者を対象とした就職支援を行っています。	ハローワークや社会福祉協議会との連携を深め、ひとり親家庭への就労支援を強化するほか、職業訓練制度や各種貸付・手当・給付制度の活用を支援します。	子育て支援課
【継続】 ひとり親家庭のための 無料法律相談	大分県母子父子福祉センターと協働で、年に1回程度、無料法律相談会を開催しています。	本相談会の開催を継続し、更にひとり親家庭の保護者が弁護士等へ相談できるあらゆる機会の情報収集・提供に努めます。	子育て支援課
【継続】 ひとり親家庭の 子どもの預かり支援	保護者が昼間家庭にいない児童は、放課後や長期休業期間中に各放課後児童クラブで過ごしています。	日曜祝祭日に保護者が就労する場合のひとり親家庭等の児童の預かりについて、児童館等での実施を検討します。	子育て支援課
【継続・再】 ファミリー・サポート・ センター事業	子育て中の保護者で子どもの預かり等の援助を希望する人と、援助を行うことを希望する人が相互に助け合う制度です。	本事業におけるひとり親家庭等の利用支援（利用の優先調整、受入時間等の柔軟対応、利用費助成）の導入を検討します。	子育て支援課
【継続】 保育施設への優先入所、 保育料の軽減	ひとり親家庭の就労支援の一環として、保育施設への優先入所や保育料の軽減を実施しています。	ひとり親家庭の自立支援の観点から、国や県と連動して、子育てと仕事の両立支援に努めます。	保育施設運営室
【継続】 放課後児童クラブ 保護者負担金助成事業	ひとり親家庭や低所得世帯、多子世帯等の放課後児童クラブ保護者負担金を助成しています。	各放課後児童クラブの協力の下、委任払制度の導入等により、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上を図ります。	子育て支援課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 就学援助制度	経済的な援助が必要な保護者へ、子どもの就学に必要な費用を支給しています。	学校や幼児教育・保育施設、各支援機関と連携し、真に必要な保護者が漏れなく利用できるよう、就学前から制度の周知が図られるよう努めます。	学校教育課 子育て支援課 保育施設運営室
【継続・再】 子どもの居場所づくり事業	子どもたちが安心して過ごすことができる「子ども食堂」等の取り組みを実施する団体に補助金を交付し、その活動を支援しています。	地域の子どもたちが放課後等に食事、学習、団らん等を通して、豊かな人間性や社会性を身に付け、安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりを進め、課題を抱える家庭の保護者や子どもの発見・支援につなげるよう努めます。	子育て支援課
【継続・再】 生活困窮者 自立相談支援窓口	社会福祉協議会に窓口を設置し、生活困窮者に対する支援や適切に生活保護制度につなげる対応を図っています。	単純な経済困窮のみならず、多重債務やうつ病、対人不安、地域とのつながり等多様な原因が重層的に絡み合っており、それぞれの相談者に寄り添い、可能な限り早期に、包括的で個別的な支援を行います。	社会福祉課



2.つながる元気>>>3.配慮の必要な子ども・家庭のサポート

2-3-4 外国人への配慮

近年、本市においては、就労を目的とした在留外国人が急増していますが、在住外国人の親とその子ども等が言葉や文化習慣の違いに困ることなく、安心して子育てや生活ができるよう支援する等、外国人との共生社会実現に向けた取り組みを実施します。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 在住外国人・留学生への 情報提供と生活支援	なかつ子育てパートナー相談窓口での相談対応や外国人技能実習生の働く企業でのごみ処理に関する説明会の開催など、生活に必要な情報の提供や支援を実施しています。市報、ホームページ、ごみ・資源カレンダーは多言語化するなど、在住外国人に直接情報を届ける環境整備に取り組んでいます。	雇用主や関係機関と連携して、通訳・翻訳ボランティアの派遣や相談会を実施し、市報以外の情報誌などの多言語化を進めることで、地域住民と在住外国人がお互いに安心して暮らせる地域づくりに努めます。	子育て支援課 商工振興課 秘書広報課 清掃課
【継続】 地域や学校における異文化 理解の取り組み・交流促進	サッカー等のスポーツや盆踊り大会等の地域行事において、外国人と地域住民との交流が行われています。	地域住民のための国際理解講座を計画するとともに、児童生徒に国籍や民族に対する差別や偏見をなくし、多様な文化や習慣を持った人たちと共生できる能力や態度を育成します。	地域振興・広聴課 社会教育課 体育・給食課 商工振興課 人権・同和対策課 総合政策課
【継続】 外国人児童・ 生徒の自己実現の支援	外国人児童・生徒が自らのあり方、生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援しています。	外国人児童・生徒に関わる教育指導の充実を図るため、推進体制の確立と教職員研修を推進します。PTA 活動等様々な機会をとらえて、外国人児童・生徒にかかわる学校の教育指導の意義と教育活動についての理解を図るとともに、NPO 等との連携を図り、外国人教育の充実に努めます	学校教育課 社会教育課
【継続】 外国人を受入れた事業所へ の人材育成支援	ベトナムの技能実習生等への理解と交流促進を図るため、「ベトナム語教室」と「初期日本語教室」を開催しています。	多業種において、各国からの外国人受入が活発化することが予測され、その国の文化や生活様式に配慮した事業所や外国人への支援に努めます。	商工振興課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
<p>【新規・再】 子育て支援センター による支援</p>	<p>子育て中の外国人家族のコミュニティ形成等の支援を行っています。</p>	<p>子どもや保護者が、言葉や文化習慣の違いに困ることなく安心して子育てや生活ができるよう支援します。</p>	<p>子育て支援課</p>



3.未来につなぐ>>>1.未来につなぐ人づくり

3-1-1 乳幼児教育振興プログラム「あそびのすすめ」の推進

人間を一本の木に例えると、乳幼児期は生きていくうえで重要な基礎となる「根」の部分であり、芽が出て、しっかりとした太い幹となり、それぞれの花や実をつけるたくましい木となるように、「根」である乳幼児期を大切に育てることが重要で、本市では遊びを通じて子どもにとって大切な力を育み、「やる気・げん気・自分の夢に向かう中津っ子」をめざした乳幼児教育を推進します。

また、遊びや生活の中で、たくましく育った子どもたちが、小学校以降も一人ひとりの力を発揮していくことができるように、支援や指導をつないでいくことが重要です。小学校就学前の子どもに対する豊かな機会が保障されるように、幼児教育・保育施設、小学校、行政、家庭、地域社会が取り組むべき幼児教育に関する指針「あそびのすすめ」に基づき、中津市の未来を拓き育む人材づくりに努めます。

※遊びには、成長や心身の発達にとって重要な体験がたくさん含まれており、遊びを通して味わう楽しさや困難さは、自分で向かって行こうとするやる気を生み、「遊び」を通して人と関わることは、心や体が充実し、その後の将来において自分の道を切り拓いていく確かな力となります。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 大分県幼児教育センター の活用	幼児教育アドバイザーが幼児教育・保育施設を巡回し、各施設の職員とともに、子どもの学びと育ちを支えています。	大分県幼児教育センターの幼児教育アドバイザーを積極的に活用するよう促し、各施設における幼児教育・保育の充実を図ります。	学校教育課 保育施設運営室
【重点・再】 アプローチカリキュラム、 スタートカリキュラムの作成	保幼小連携協議会や保幼小連携に係る研修会を開催するほか、各種カリキュラムの作成により、幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続及び幼児教育と保育相互の接続を図っています。	「あそびのすすめ」に基づいて、教育の連携・接続の強化並びに保育士・幼稚園教諭の資質及び専門性の向上を図ります。また、幼児教育・保育施設から放課後児童クラブへの接続も意識した展開を支援します。	学校教育課 子育て支援課 保育施設運営室
【継続】 特色ある幼児教育・保育 の推進	各幼児教育・保育施設ごとに外国語や音楽、体育等それぞれの強みを活かした特色ある幼児教育・保育を実践しています。	「あそびのすすめ」に基づく行事等のねらいの明確化を図るよう周知します。また、交流会や研修会の開催を通じ、各施設ごとの特色を活かした幼児教育・保育を推進します。	保育施設運営室 学校教育課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
<p>【新規・再】 あそびのすすめ推進事業</p>	<p>桜っ子広場において、毎月第3土曜日を「外遊びの日」として設定し、なかつプレーパークの利用を薦め、野外活動を通じた体験を実施しています。</p>	<p>村上記念童心館等にプレイリーダーの配置を検討し、各地域に出向いた取り組みを進めます。また、(仮称)あそびの伝道者を養成し、子育て中の保護者や子どもに野外や室内での「遊びを通じた学び」の機会の提供に努めます。</p>	<p>子育て支援課 生涯学習推進室</p>
<p>【重点・再】 村上記念童心館 三光児童館</p>	<p>遊びを通じて子どもを健全に育成することを目的とする施設で、子どもの意志で自由に利用することができます。</p>	<p>乳幼児から小・中・高生までが安心して集える居場所をめざし、遊びを通じた様々な学びの機会を提供し、子どもの健全な育成を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>



3.未来につなぐ>>>1.未来につなぐ人づくり

3-1-2 未来の親育て

少子化が進み、子どもたちが家庭や地域で乳幼児に接する機会も少なくなり、多くの子どもたちが親になるための経験や精神的な準備が不十分なまま大人になっている現状があり、未来の親として少子化の現状や親の役割について考え、子育ての大切さや楽しさが体験できるよう、小中学校や高校における幼児教育・保育施設への訪問活動を推進します。

また、地域における乳幼児とのふれあいや高齢者との関わり、子ども会活動や地域行事を通じた多世代交流を促進し、子どもや保護者と地域のつながりを深め、子育て・親育てにつながる地域の取り組みを支援します。

なお、親としての経験不足や精神的な未熟さから児童虐待につながってしまうケースも見受けられ、保護者が子どもとより良い関係が築けるよう、コモンセンスペアレンティング（CSP）の手法を用いた取り組みを推進します。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【拡充】 体験学習の推進	各学校の児童・生徒が、授業の一環として、幼児教育・保育施設を訪問し、体験学習に取り組んでいます。	体験学習を通して、未来の親となるための理解促進を図るため、各学校の取り組みを積極的に支援します。	保育施設運営室 学校教育課
【継続】 地域を主体とした子育て・親育て	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づいて、様々な地域活動が推進されています。	世代間交流や地域の寄合いの場としてのサロン、住民型有償サービスの活動等、地域における子育て・親育てにつながる活動を積極的に推進します。	社会福祉課
【継続】 世代間・異年齢間の交流の促進	学校、幼児教育・保育施設、公民館等で、子どもを主体とした世代間・異年齢間の交流行事が行われています。	様々な世代間・異年齢間の交流行事の支援を継続するほか、放課後児童クラブと高齢者福祉施設との交流等、新たな交流促進を図ります。	社会教育課 学校教育課 保育施設運営室 子育て支援課
【重点・再】 子育て応援教室	児童家庭支援センターと連携して、CSPの手法を用いた子育て応援教室を開催しています。	子育て支援センターにおいて父親や夫婦を対象とした講座の開催を計画するほか、家庭教育学級での取り組みも支援します。	子育て支援課 生涯学習推進室
【拡充・再】 児童館・子育て支援センターでの取り組み	子育てサークルや利用者の親子と一緒に高校訪問を実施し、高校生に乳幼児とふれあう機会を提供しています。	プレママ・プレパパ講座や多世代で交流できる行事等の企画、職場体験の受入れ等により、児童・生徒が乳幼児とふれあえる機会の拡大を図ります。	子育て支援課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
<p>【継続】 食育の推進による孤食の常態化防止</p>	<p>核家族化やライフスタイルの多様化に伴い、子どもの「孤食」の常態化による心身への悪影響が懸念されるため、中津市食育推進計画に基づき、「家族と楽しく食事をすること」の重要性を啓発しています。</p>	<p>子どもの「孤食」をできるだけ減らし、家族等で食卓を囲む日が増えるよう、食育や共食の取り組みを推進し、次世代の健全な食生活の確立を図ります。</p>	<p>地域医療対策課 学校教育課 保育施設運営室</p>



3.未来につなぐ>>>2.若者の希望が叶うまちづくり

3-2-1 出会い・結婚・ふるさと暮らしを応援

本市の結婚をめぐる状況は、平成 24 年の婚姻数 473 件（婚姻率 5.6 人）に対し、平成 30 年は 378 件（婚姻率 4.6 人）で、婚姻件数は緩やかに減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の資料によると、全国の 50 歳時未婚率は 1985 年まで男女とも 5% 未満でしたが、社会情勢や結婚観の変化の影響で、2015 年には男性が 23.37%、女性が 14.06% に上昇しており、同年の平均初婚年齢も男性は 31.1 歳、女性は 29.4 歳と右肩上がりです。晩婚化も進んでいます。

本市では、「結婚したいけど、異性と知り合う機会がない」との意見も多くあり、県内ではいち早くおおいた出会い応援センターと連携した出会いの場づくり事業の取り組みを開始しました。

今後も、おおいた出会い応援プロジェクト「OITA えんむす部」との連携や本市独自の取り組みを進め、若者の結婚に関する希望が叶うよう、本気の応援に努めます。

また、SNS を活用して、中津市に縁のある人々への U ターンを呼びかける等、市内全域を対象とした若者の移住・定住対策を図るほか、祖父母等との同居や近居を推進し、子育てしやすい環境づくりに努めます。併せて、故郷・中津に誇りを持ち、将来は「子育てするなら中津で…」と考える子どもたちが増えるよう、ふるさと教育や産業教育、キャリア教育の充実に努めます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【拡充】 出会いの場づくり事業	市内の企業や団体と連携し、入会した独身の男女を対象に出会いの場を提供しています。	おおいた出会い応援プロジェクト「OITA えんむす部」等と連携し、時流に沿った効果的な出会いの場づくりに努めます。	地域振興・広聴課
【継続】 結婚祝い金	中津市出会いの場づくり事業を通じて結婚し、中津市内に住む人に 5 万円相当の商品券を進呈しています。	少しでも若者の結婚に関する希望につながるよう、事業内容の充実に努めます。	地域振興・広聴課
【継続】 空き家バンク制度	旧下毛地域の空き家を登録し、ホームページ等を通じ利用希望者を募る空き家バンクを運用しています。旧市内の空き家情報は、不動産取引事業者団体へ情報提供し、その活用を促しています。	本制度が、市内全域に波及効果をもたらすよう対策を講じるほか、市内全域への移住・定住対策、若者の住み替え支援等を図ります。	地域振興・広聴課 建築指導課
【拡充】 移住・定住支援事業	空き家改修補助、不動産仲介手数料補助、ケーブルネットワーク加入補助、家財等処分補助、U ターン住宅改修補助を行っています。	本事業が、市内全域に波及効果をもたらすよう対策を講じるほか、市内全域への移住・定住対策、若者の住み替え支援等を図ります。	地域振興・広聴課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 若者の地元への就業支援	近隣市町と連携した企業合同就職面接会の開催により、地元企業への就業を支援しています。	企業の「若者にやさしい取り組み（ユースエール）」の推進、地元志向のある大学生等の企業合同就職面接会への参加促進、中学生の職場体験を通じた地元企業の魅力紹介等のキャリア教育の充実、高校生を含めた学生のための中津市企業説明会の開催等、「地元で働きたい」と考える若者が増えるよう、企業や若者への支援に努めます。	商工振興課 学校教育課
【継続】 産業創出の担い手育成	中津市における産業創出の担い手となる人材を発掘・育成するためのセミナー「起業家育成プログラム」を開催しています。	起業希望者や起業家の新たなビジネスづくりの学びの機会を提供するほか、各種創業支援を通じて、若者を支援します。	商工振興課
【継続・再】 女性の起業支援	女性起業家応援プログラム（なかつアーチ）を実施しています。	ワークショップ等を通じて女性起業家同士の交流を深めると同時に、起業を支援する商工団体や金融機関と連携し、女性の様々な分野での活躍を支援します。	商工振興課
【継続・再】 新たな働き方の支援	大分県と協働で、在宅ワークに関心がある女性を対象に、在宅ワークの基礎知識、心構えや事例をわかりやすく学ぶセミナーを開催しています。	「自宅で仕事をする」という新たな働き方を提案する等、子育てとの両立を可能にする女性のあらゆる働き方を支援します。	商工振興課
【継続・再】 リフォーム支援事業	子育て世帯の住環境の向上を図るため、子育て世帯、三世帯同居世帯が行う住宅改修工事費用の一部を補助しています。	実家をリフォームする等して、三世帯同居や祖父母等と近居できるよう、本事業の利用促進を図ります。	子育て支援課
【継続・再】 Uターン住宅改修補助	移住・定住支援の一環として、中津市内にUターンする人の実家等の住宅改修費用を補助しています。	市内全域へのUターンによる移住・定住促進を図ります。	地域振興・広聴課
【重点・再】 地元志向を高める ふるさと教育	各小学校で校区の歴史や自然を学ぶ体験を重視した学習機会の提供や、全小学校を対象とした「まちなみ探検」を実施しています。	新中津市学校や中津市歴史博物館の活用、中津祇園等の祭りを通じ、子どもも大人も地元へ愛着と誇りを持ち続け、親子の地元志向が高まる取り組みを検討します。	社会教育課 生涯学習推進室 学校教育課 総合政策課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【新規】 ジュニアボランティア 活動の推進	耶馬溪地域の中高生を中心に「耶馬溪ジュニアボランティアリーダー」が活動しています。	新中津市学校や村上記念童心館等が商工会議所等の関係団体と連携し、中高生のボランティア等の自主的な活動を支援し、郷土愛の醸成を図ります。	社会教育課 生涯学習推進室 子育て支援課 耶馬溪支所 地域振興課
【拡充】 若者の余暇の充実	映画館誘致や野球・サッカー・ボルダリング等の若者に人気のスポーツ施設の整備等により、若者の余暇の充実を図っています。	若者の移住・定住対策の一環として商業振興や地域振興を図り、若者が余暇を楽しめる資源の開発・発掘に努めます。	商工振興課 総合政策課



3.未来につなぐ>>>2.若者の希望が叶うまちづくり

3-2-2 子育て世代に選ばれるまちづくり「やっぱりいいね！中津で子育て」

子育て世代をターゲットにしたまちづくりを進めるために、子育て中の市民から「中津のここがいいね！」というスポットやモノ・コトを募集し、広くPRします。安全・安心な住環境、バラエティに富んだ公園、特急が停まる駅、利用しやすい大型商業施設や映画館、市民病院を核とした安心の医療体制、小中学校への外国語指導助手（ALT・NET）の手厚い配置や短期留学制度等の充実した英語教育環境、豊富な働き場所等々、利便性の高い都市機能と豊かな自然環境や歴史文化資源を合わせ持つ、「住むにも、子育てするにも、ちょうどいいまち」という中津市のエリアごとのイメージを設定し、子育て世代をターゲットとして定住人口を増加させることをめざします。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【拡充】 広報やプロモーション の強化	市報やホームページ等で、中津市を挙げて子育てを応援していることをPRしています。	子育て支援策等の広報を強化するほか、「みんなが子育てしたくなるまち」等の効果的なプロモーションを検討します。	子育て支援課
【継続・再】 親子で「ちょっとおでかけ」 が楽しくなる充実した遊び 場	「なかつ・こどもいきいきプレイルーム」や「なかつ・わくわくふれあい広場」等、親子で遊べるスポットが充実しています。	既存の公園等に磨きをかけ魅力アップを図るとともに、青の洞門の自然水族館や耶馬溪ダム、河川プール等の耶馬溪の自然や八面山も親子で楽しめるスポットとしてPRを強化します。	都市整備課 子育て支援課 観光推進課 耶馬溪観光室 支所地域振興課
【継続・再】 手厚い 子育て支援センターの配置	地域の身近な子育て支援拠点として、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所で、全国的に約7割の母親がアウェイ育児（出身地以外での育児）をしており、地域子育て支援拠点の利用が地域とつながる「地域への入口」の役割を果たしています。	利用者支援事業のサテライト機能を担い、医療・福祉等各拠点の強みを活かした個別の支援や多様化するニーズ（発達支援、仲間づくり、アウトリーチ等）への柔軟な対応を図ります。	子育て支援課
【継続】 新中津市学校	中津市学校の精神を受け継ぎ人材育成を図るため、中津市の新たな「学びの拠点」として整備しました。	市民の「学びの場」を提供する他、慶應義塾と連携して福澤諭吉の精神を研究・広める事業を展開します。	社会教育課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続・再】 充実した英語教育	小・中学校への外国語指導助手（ALT・NET）の手厚い配置、小学生を対象とした英語わくわく広場、中学生を対象とした学びのススメ英検塾、英会話塾、ジュニア・グローバル・リーダー研修（短期留学制度）、APUイングリッシュキャンプ等を実施しています。	グローバル化する社会で活躍できる人材育成のため、異文化への理解や実際の場面において活用できる英語コミュニケーション能力を育成する教育環境の整備に努めます。	学校教育課
【拡充・再】 移住・定住支援事業	旧下毛地域を対象に、空き家改修補助、不動産仲介手数料補助、ケーブルネットワーク加入補助、家財等処分補助、Uターン住宅改修補助を行っています。	本事業が、市内全域に波及効果をもたらすよう対策を講じるほか、市内全域への移住・定住対策、若者の住み替え支援等を図ります。	地域振興・広聴課
【継続・再】 リフォーム支援事業	子育て世帯の住環境の向上を図るため、子育て世帯、三世帯同居世帯が行う住宅改修工事費用の一部を補助しています。	実家をリフォームする等して、三世帯同居や祖父母等との近居を推進し、子育て世代の「ふるさと暮らし」を応援します。	子育て支援課
【継続・再】 空き家バンク制度	旧下毛地域の空き家を登録し、ホームページ等を通じ利用希望者を募る空き家バンクを運用しています。旧市内の空き家情報は、不動産取引事業者団体へ情報提供し、その活用を促しています。	本制度が、市内全域に波及効果をもたらすよう対策を講じるほか、市内全域への移住・定住対策、若者の住み替え支援等を図ります。	地域振興・広聴課 建築指導課
【拡充・再】 若者の余暇の充実	映画館誘致や野球・サッカー・ボルダリング等の若者に人気のスポーツ施設の整備等により、若者の余暇の充実を図っています。	若者の移住・定住対策の一環で商業振興や地域振興を図り、若者が余暇を楽しめる資源を開発・発掘することで、次世代を担う子どもたちも将来に渡って地元での生活が楽しめる視点を持ったまちづくりに努めます。	商工振興課 総合政策課



3.未来につなぐ>>>3.つなぎ手・支え手の育成

3-3-1 中津市全体で子どもと子育てを応援

子育て満足度に関するニーズ調査では、「子育てが地域の人に、もしくは社会で支えられていると感じますか？」との問いに、約6割の人が「十分に感じる」もしくは「まあまあ感じる」と回答しています。

子どもは社会の希望であり、人と人をつなぎ、世代と世代をつないでくれるかけがえのない存在です。本市では、子育て満足度の高い「みんなが子育てしたくなるまちづくり」を進めるため、子育てをしているすべての人に「地域全体が見守り、支えてくれている」と実感してもらうとともに、子どもの健やかな育ちを支え応援してくれる個人・企業・団体の活動を促進し、「子育て満足度日本一」をめざした大分県づくりに寄与します。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 赤ちゃんの駅	約50の公共施設や民間施設が、外出先で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」として登録しています。	ミルク用のお湯の提供等、新たな支援への協力を依頼するほか、新規店舗等の「赤ちゃんの駅」の登録を促進します。	子育て支援課
【継続】 おおいた 子育て応援パスポート	県内の約400店が子育て応援店として登録し、各店独自の子育て応援サービスを提供しています。	市内の子育て応援店の登録を呼びかけます。	子育て支援課
【新規】 おおいた 子育て応援スクラム事業	大分県が、アクティブシニア等に対する子育て応援講座やイクボス養成セミナーの開催、子育て応援活動を行う団体等への経費助成に取り組んでいます。	大分県との連携の下、本事業の周知と活用促進を図り、地域全体で子どもの成長と子育て家庭を応援する環境を整えます。	子育て支援課
【拡充・再】 イクボス・イクメンの推進	子育て世代にとって働きやすい環境を作る「イクボス」や、子育てに積極的に関与する男性「イクメン」を県と協働で推進しています。	おおいた子育て応援スクラム事業の一環として、「イクボス養成セミナー」や「男性の子育て推進講座」を県や近隣市と協働で開催するほか、個別の出前講座も検討します。	商工振興課 子育て支援課
【新規・再】 子育てと仕事両立応援事業	育児休業と育児短時間勤務を取得しやすい環境を整備するため、事業主や従業員に対し、大分県が奨励金や応援金を支給しています。	大分県と連携し、事業主に対して本事業の周知を図るほか、本事業の補完として市独自の「子の看護休暇取得」を促進する事業を実施し、保護者の男女ともに子育てと仕事が両立できるよう支援します。	子育て支援課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続・再】 母子保健推進員の活動支援	母子保健向上のため、各地域の母子保健推進員が、各種母子保健事業の支援を行っています。	母子保健事業の支援等、母子保健推進員の活動強化の一環として、児童館や子育て支援センターと連携し、各地域の子育て世代の支援を図ります。	地域医療対策課
【重点・再】 ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者で子どもの預かり等の援助を希望する人と、援助を行うことを希望する人が相互に助け合う制度です。	まかせて会員養成講座の開催回数を増やし、まかせて会員の増員を図るほか、交流会やブラッシュアップ講習会を開催し、支え手の育成を図ります。	子育て支援課
【重点・再】 ホームスタート	未就学児のいる家庭にボランティア（ビジター）が訪問し、傾聴と協働により、アウェイ育児（出身地以外での育児）等に悩む保護者を支援しています。	「ビジター養成講座」の広報を強化し、ビジターを増員することで、支え手の育成を図ります。	子育て支援課
【継続・再】 子育て支援センター	地域の身近な子育て支援拠点として、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。全国的に約7割の母親がアウェイ育児をしており、子育て支援センターの利用が地域とつながる「地域への入口」の役割を果たしています。	地域性や医療・福祉等各拠点の強みを活かした個別の支援を図るほか、多様化するニーズ（発達支援、仲間づくり、アウトリーチ等）への対応や、山間部における子育て支援を強化します。	子育て支援課
【継続・再】 地域組織の活動支援	PTA、子ども会、青少年健全育成会、更生保護女性会、民生児童委員協議会等の組織が、各地域で活動しています。	それぞれの中央組織と連携し、地域における活動を支援します。また、地域全体で子どもの成長と子育て家庭を応援する取り組みを推奨します。	生活環境課 学校教育課 生涯学習推進室 社会福祉課
【継続・再】 村上記念童心館 三光児童館	遊びを通じて子どもを健全に育成することを目的とする施設で、子どもの意志で自由に利用することができ、子どもの課題の早期発見や発生活予防的な福祉機能も果たしています。	乳幼児から小・中・高生までが安心して集える居場所をめざし、遊びを通じた様々な学びの機会を提供し、子どもの健全な育成と子どもや子育て家庭を支える地域づくりに努めます	子育て支援課
【継続・再】 地域を主体とした 子育て支援	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づいて、様々な地域活動が推進されています。	世代間交流や地域の寄合いの場としてのサロン、住民型有償サービスの活動等、地域における子育て支援につながる活動を積極的に推進します。	社会福祉課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続・再】 地域組織活動育成事業	公民館等を拠点に活動する母親クラブ等地域組織に対し、地域活動（交流・研修・事故防止等）に要する経費を補助しています。	「地域ぐるみで子育てを支えるまちづくり」の一環として、地域組織活動の支援を継続します。	子育て支援課
【新規】 （仮称） ホリデイほっとファミリー	遠方で暮らす祖父母に代わって、子どもの預かりや家族ぐるみの交流を行い、子どもの成長と子育て家庭を応援します。	市内における「マチとムラ」の交流を促進し、週末や長期休暇等に子どもを預かったり、家族ぐるみで交流できる「〇〇のじいちゃん・ばあちゃん」としてのホストファミリー、ホスト団体等の募集を検討します。	介護長寿課 社会福祉課 子育て支援課
【拡充・再】 広報や プロモーションの強化	市報やホームページ等で、中津市を挙げて子育てを応援していることをPRしています。	子育て支援策等の広報を強化するほか、「みんなが子育てしたくなるまち」等の効果的なプロモーションを検討します。	子育て支援課
【新規】 「おおいた子育て 満足度日本一」の推進	大分県が毎年9月～11月を「おおいた子育て満足度日本一推進期間」と定め、県民総ぐるみで子育てを応援する環境づくりに取り組んでいます。	「おおいた子育て満足度日本一推進期間」に合わせて、子育て支援関連行事の開催支援や情報発信等に努め、中津市民総ぐるみで子育てを応援する環境づくりに取り組みます。	子育て支援課
【新規・再】 おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」の認証	仕事と育児の両立や男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を大分県が認証しています。	市内の企業13社が認証されており、大分県と協力して認証企業の増加に努めます。	商工振興課 子育て支援課
【継続】 子育て用品等のリユースの 取り組み	中津市役所ロビーに「ゆずります、ゆずってください」コーナーを設置し、学生服・ベビーカー・おもちゃなど利用者がそれぞれ要らないもの・欲しいものを提供しています。 また、クリーンプラザ3階の「アース君の部屋」で、学生服・ベビーカー・おもちゃなど利用者がそれぞれ要らないものを持ち寄り、代わりに欲しいものを持って帰る物々交換の場を提供しています。	子どもの成長により使わなくなった子育て用品・子ども用品等を譲り合う新たな機会の創出や子育て支援センターを通じた情報提供等に努め、リユース（繰り返し使う）の推進と併せて子育て世代の交流を支援します。	清掃課 子育て支援課

第 5 章

資料

中津市子ども・子育て会議委員名簿（順不同・敬称略）

氏名	団体	役職等
井上 登生	井上小児科医院	院長
板木 和代	発達障がい親の会「たんぽぽの会」	代表
衛藤 祐治	児童養護施設「聖ヨゼフ寮」	施設長
高山 信子	中津市民生委員・児童委員連合協議会	北部校区会長
矢幡 一乗	認可保育園「みさと保育園」	園長
上田 健二	認定こども園「沖代こども園」	園長
土居 孝信	私立幼稚園「双葉ヶ丘幼稚園」	園長
中井 絹代	認可外保育施設「がじゅまる託児所」	代表
本庄 和徳	中津市立「大幡幼稚園」	園長
藤本 裕一	中津市立「鶴居小学校」	校長
広津 ひとみ	放課後児童クラブ「小楠児童クラブひまわり」	主任支援員
梅木 美穂	中津市 PTA 連合会	副会長
当麻 希美	子育て支援センター	利用者
山根 真人	認可保育園	保護者
甲斐 裕之	認可保育園	保護者
宮瀬 亜梨紗	私立幼稚園	保護者
瀬戸 知恵	認可外保育園	保護者
山本 寛泰	中津商工会議所	社会・サービス委員
吉富 浩	中津市福祉部	部長
大下 洋志	中津市教育委員会	教育次長

会議の設置根拠・所掌事務

1 設置根拠

◎子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

◎中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成30年条例第17号）

【子ども・子育て支援法抜粋】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

【中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例抜粋】

第2条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として別表第1及び別表第2の第1欄に掲げる附属機関を置く。

2 所掌事務

【中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第2条(担任する事務)】
子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事務

【子ども・子育て支援法第77条第1項】

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育園の利用定員の設定について意見を述べること
- (2) 小規模保育、家庭的保育等の利用定員の設定について意見を述べること
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

第2期 なかつ子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

編集・発行 中津市福祉部子育て支援課

〒871-8501 中津市豊田町14番地3

TEL : 0979-22-1111 (内線752) FAX : 0979-24-7522



イラスト：長田 奈美